


「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」  
調査報告書  
<<医療関係者>>

平成29年度調査分

 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

# 目次

---

調査概要	.....	P 3
対象者のプロフィール	.....	P 4
Summary	.....	P 5
詳細内容	.....	P 14
1 健康被害救済制度 認知率	.....	P 15
2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知	.....	P 18
3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について	.....	P 22
4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路	.....	P 23
5 医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人	.....	P 24
6 医薬品副作用被害救済制度 関わりについて	.....	P 25
7 医薬品副作用被害救済制度 給付請求時の支援部署の有無	.....	P 27
8 医薬品副作用被害救済制度 勧めたいか	.....	P 28
9 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由	.....	P 29
10 テレビCMの認知率	.....	P 30
11 テレビCMの評価	.....	P 31
12 新聞広告の認知率	.....	P 33
13 新聞広告の評価	.....	P 34
14 院内ビジョン、薬局ビジョンの認知率	.....	P 36
15 院内ビジョン、薬局ビジョンの評価	.....	P 37
16 専門雑誌の広告の認知率	.....	P 39
17 専門雑誌の広告の評価	.....	P 40
18 救済制度特設サイトの認知率	.....	P 42
19 救済制度特設サイトの評価	.....	P 43
20 制度周知方法 <自由記述>	.....	P 45
付録:調査票	.....	P 46

---

## 調査概要

---

- ・ 調査目的 医薬品副作用被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする
- ・ 調査対象 次の職業に就いている者：医師・薬剤師・看護師・歯科医師
- ・ 調査地域 全国
- ・ 調査方法 インターネット調査
- ・ 調査時期 平成29年度調査 平成29年12月21日(木)～平成29年12月28日(木)  
平成28年度調査 平成28年12月22日(火)～平成29年1月10日(火)
- ・ 有効回答数 平成29年度調査：2,800サンプル  
平成28年度調査：3,500サンプル

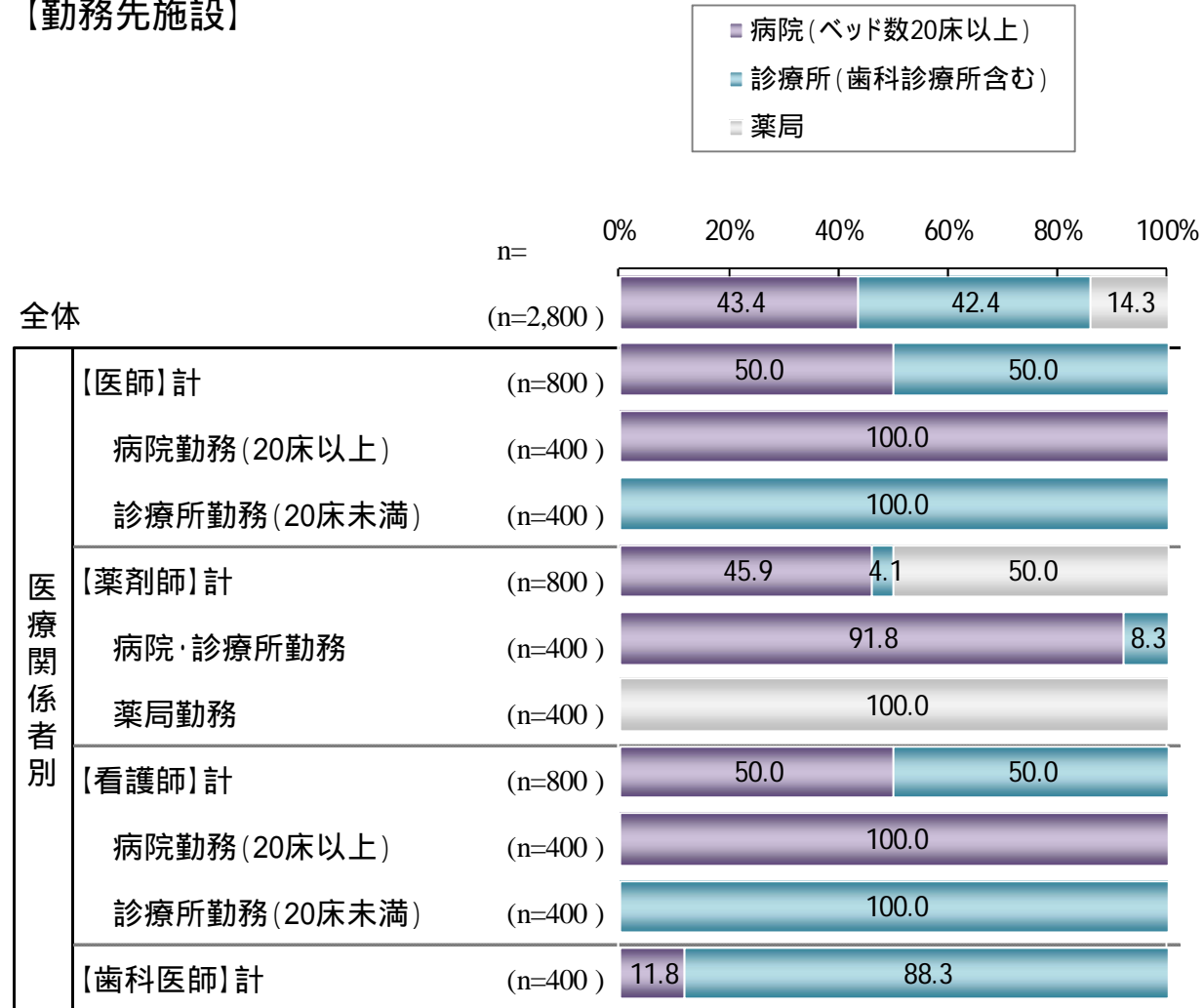
	平成29年度	平成28年度
【医師】病院勤務(20床以上)	400	500
【医師】診療所勤務(20床未満)	400	500
【薬剤師】病院・診療所勤務	400	500
【薬剤師】薬局勤務	400	500
【看護師】病院勤務(20床以上)	400	500
【看護師】診療所勤務(20床未満)	400	500
【歯科医師】病院・診療所勤務 計	400	500
全体	2,800	3,500

(人) (人)

- ・ 調査実施機関 株式会社エントリーサポート
-

# 対象者のプロフィール

## 【勤務先施設】

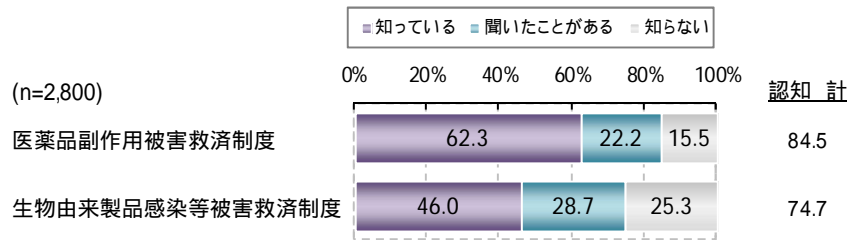


Summary

# Summary (その1)

## 【健康被害救済制度 認知率】

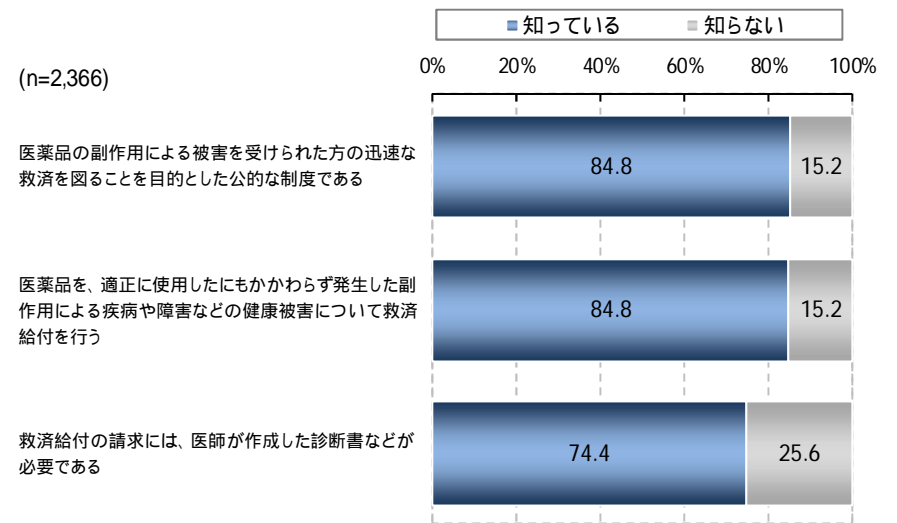
単一回答



## 【医薬品副作用被害救済制度 内容認知】

医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

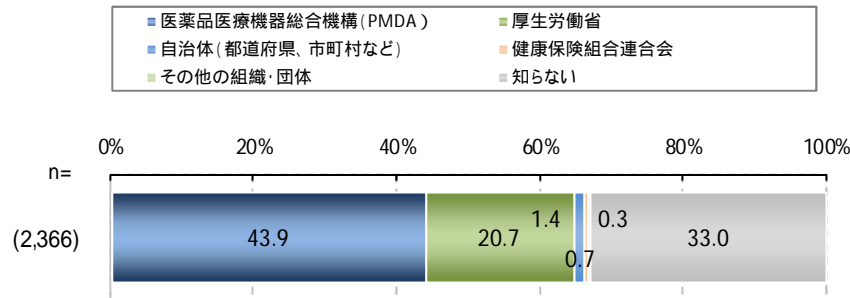
単一回答



## 【医薬品副作用被害救済制度 運営主体について】

医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

単一回答



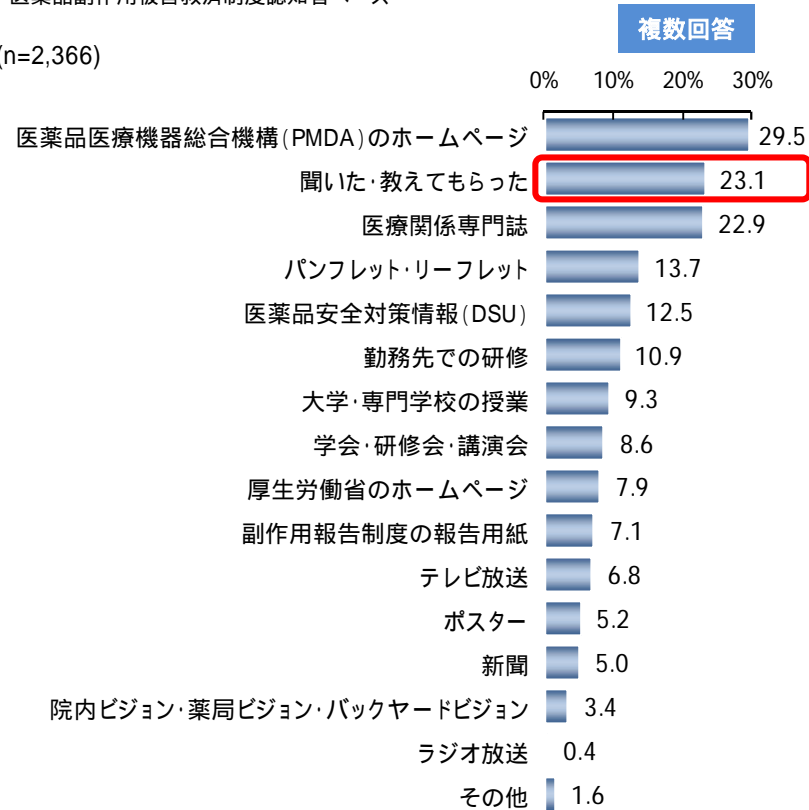
- ・「医薬品副作用被害救済制度」の認知率(知っている + 聞いたことがある)は85%。うち、「知っている」の回答は62%。
- ・「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率は75%。
- ・運営主体は、医薬品副作用被害救済制度認知者の44%が「医薬品医療機器総合機構」と回答。「厚生労働省」が21%。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」の内容の認知率を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目は8割以上であり、非常に高い。

## Summary (その2)

### 【医薬品副作用被害救済制度の情報源】

医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

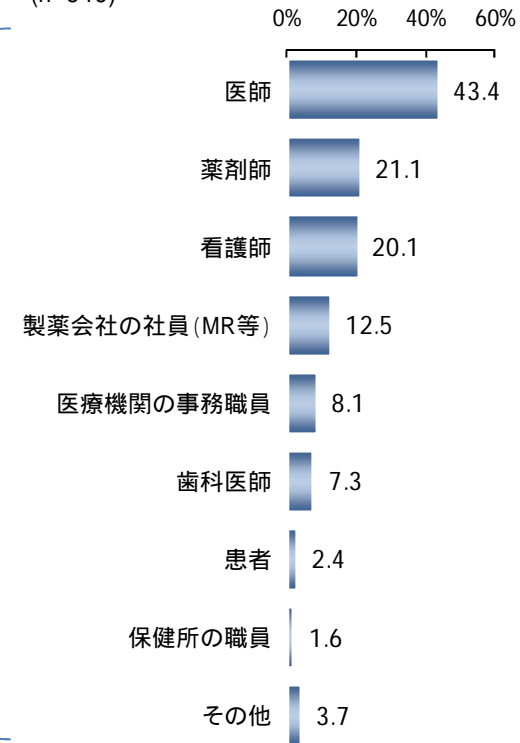
(n=2,366)



### 【医薬品副作用被害救済制度 情報元】

制度認知情報源について、「聞いた・教えてもらった」と回答した人ベース

(n=546)



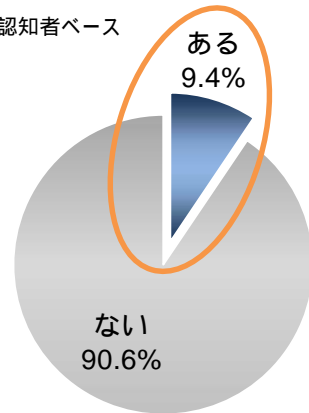
- ・「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして知りましたかについて、「医薬品医療機器総合機構 (PMDA) のホームページ」30%、「聞いた・教えてもらった」が23%、「医療関係専門誌」が23%。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」について誰から教わりましたかについて、「医師」43%、「薬剤師」21%、「看護師」20%。

## Summary (その3)

### 【医薬品副作用被害救済制度 関わりについて】

医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

(n=2,366)



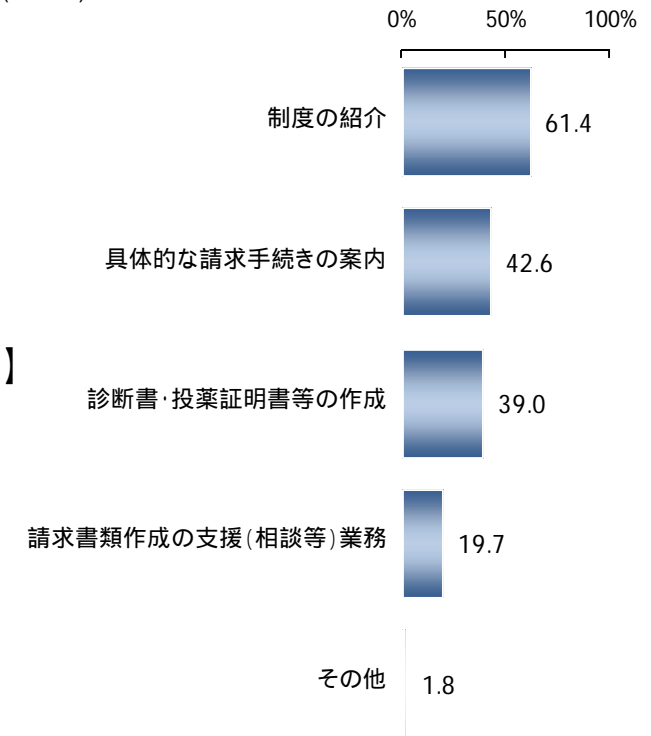
単一回答

### 【関わった内容】

請求への関わりについて、「ある」と回答した人ベース

(n=223)

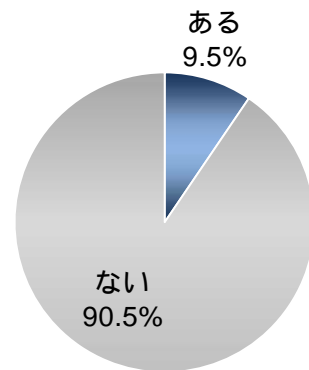
複数回答



### 【医薬品副作用被害救済制度 給付請求時の支援部署の有無】

病院・診療所勤務者ベース

(n=2,400)



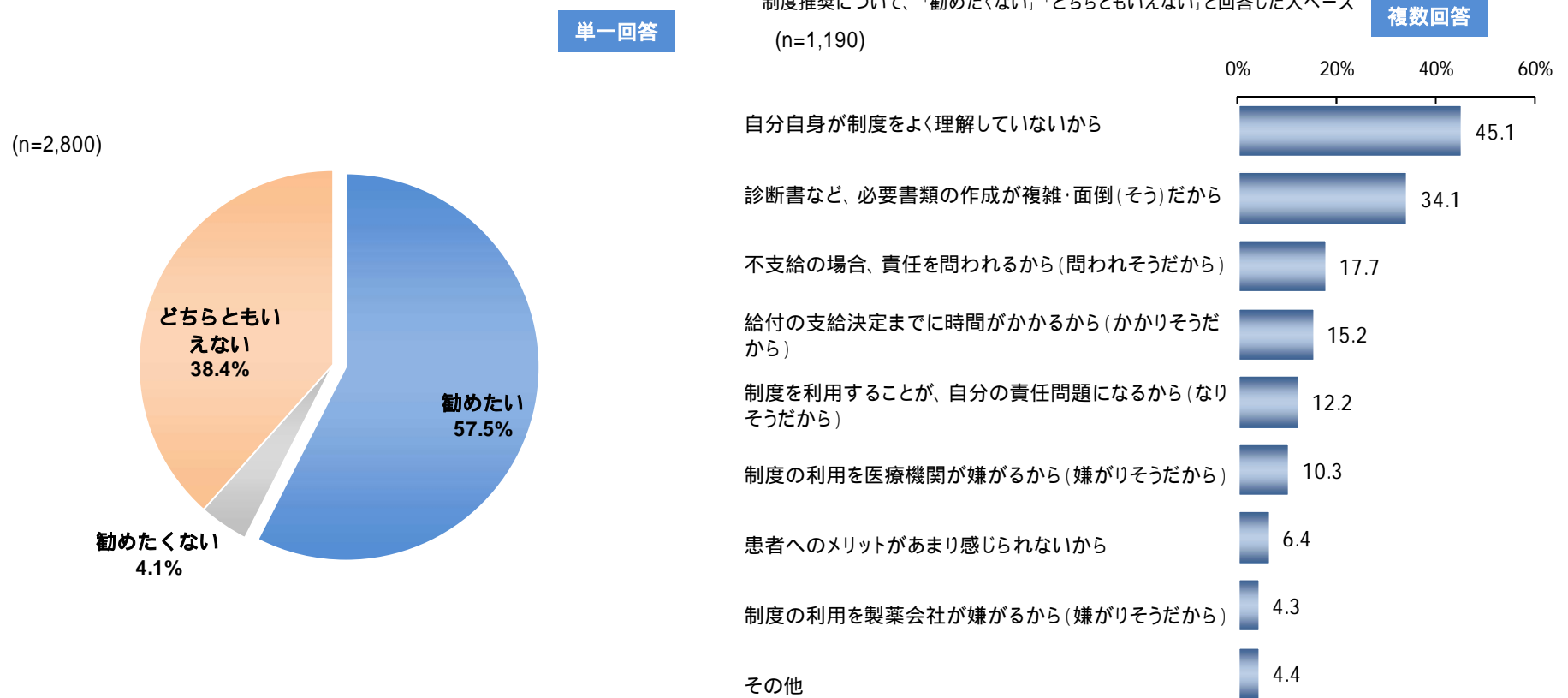
単一回答

- ・「医薬品副作用被害救済制度」の請求への関わりについて、9%が「ある」と回答。「ない」は91%。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」の請求内容の主な内容は、「制度の紹介」61%、「具体的な手続きの案内」43%。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」の請求支援部署の有無については、10%が「ある」、「ない」は91%



## Summary (その4)

### 【医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか】 【医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由】



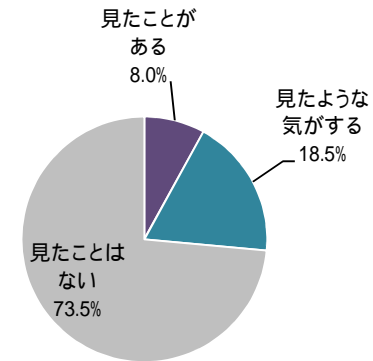
- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいかについて、58%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は4%。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」45%、「診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから」34%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」18%。

# Summary (その5)

## 【テレビCM 認知率】

単一回答

(n=2,800)



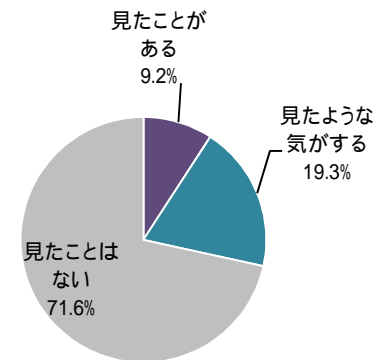
見たことがある + 見たような気がする 計 26.5%

## 【新聞広告 認知率】

単一回答

(n=2,800)

新聞広告



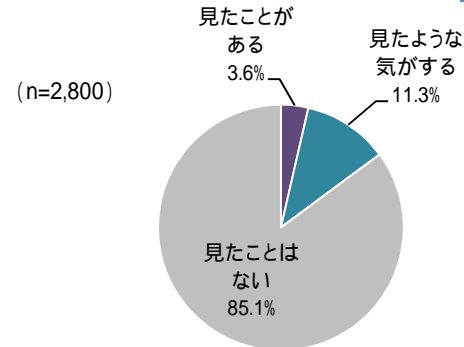
見たことがある + 見たような気がする 計 28.5%

- ・テレビCMの認知率(見たことがある + 見たような気がする)は27%
- ・新聞広告の認知率(見たことがある + 見たような気がする)は29%

## Summary (その6)

### 【院内ビジョン、薬局ビジョン 認知率】

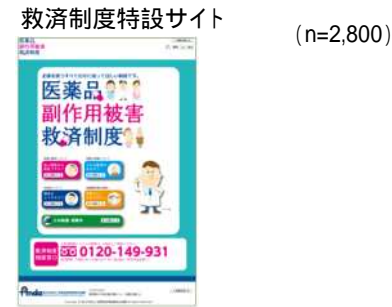
単一回答



見たことがある + 見たような気がする 計 14.9%

### 【救済制度特設サイト 認知率】

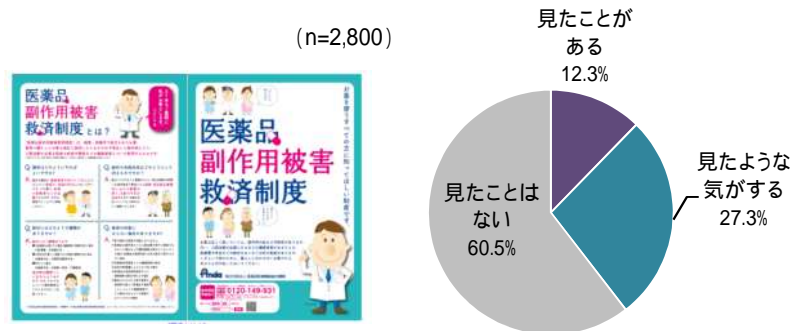
単一回答



見たことがある + 見たような気がする 計 30.1%

### 【専門雑誌 認知率】

単一回答



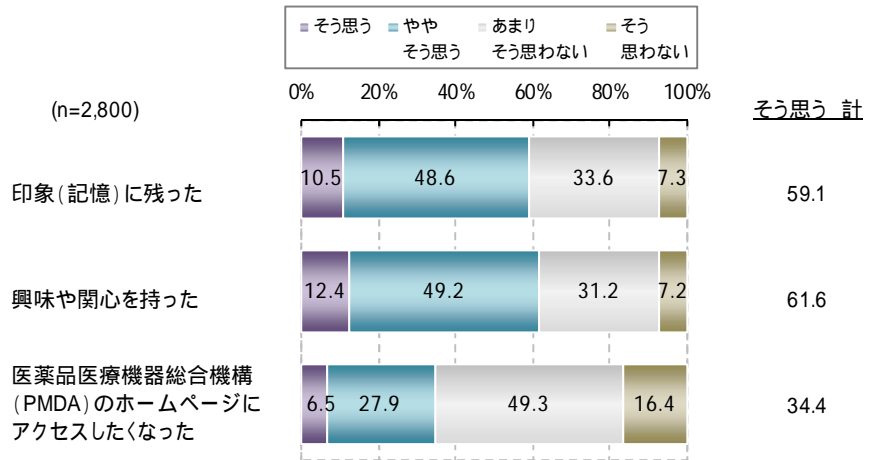
見たことがある + 見たような気がする 計 39.6%

- ・院内ビジョン、薬局ビジョンの認知率(見たことがある + 見たような気がする)は15%。
- ・専門雑誌の認知率(見たことがある + 見たような気がする)は40%。
- ・救済制度特設サイトの認知率(見たことがある + 見たような気がする)は30%

# Summary (その7)

## 【テレビCMの評価】

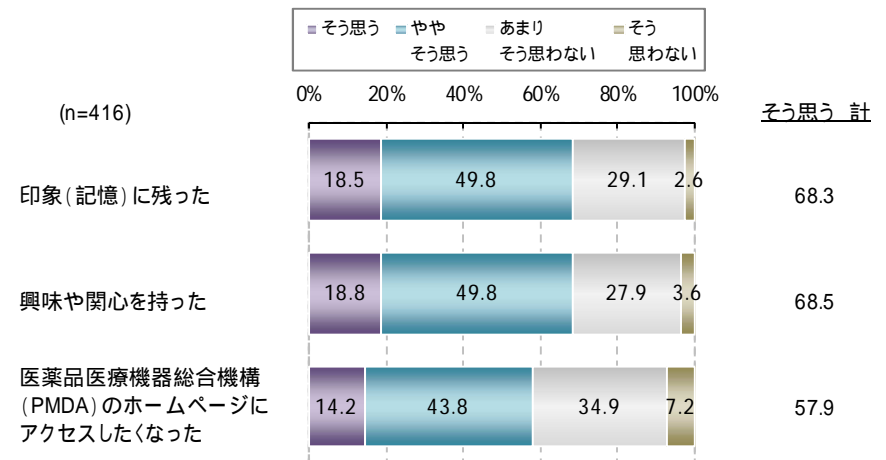
単一回答



## 【院内ビジョン、薬局ビジョンの評価】

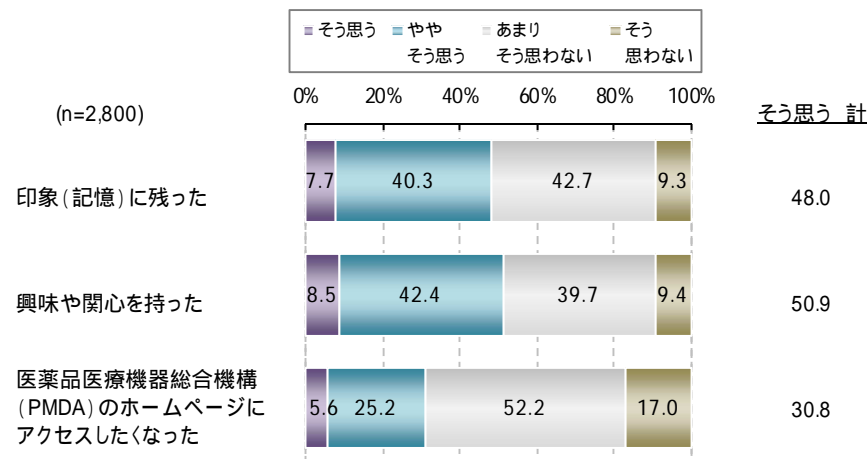
単一回答

院内ビジョン、薬局ビジョン認知者ベース



## 【新聞広告の評価】

単一回答



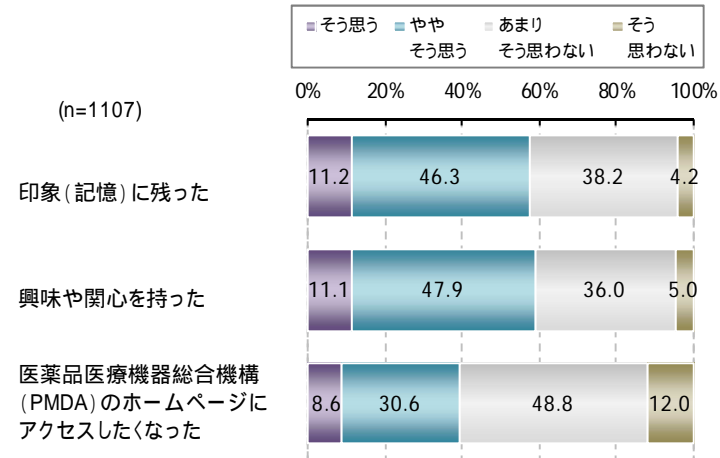
- ・テレビCMの評価(そう思う+ ややそう思う)で最も高かった項目は「興味や関心を持った」62%。以下、「印象(記憶)に残った」59%、「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」34%。
- ・新聞広告の評価(そう思う+ ややそう思う)で最も高かった項目は「興味や関心を持った」51%。以下、「印象(記憶)に残った」48%、「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」31%。
- ・院内ビジョン、薬局ビジョンの評価(そう思う+ ややそう思う)で最も高かった項目は「興味や関心を持った」69%。以下、「印象(記憶)に残った」68%、「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」58%。

# Summary (その7)

## 【専門雑誌の評価】

単一回答

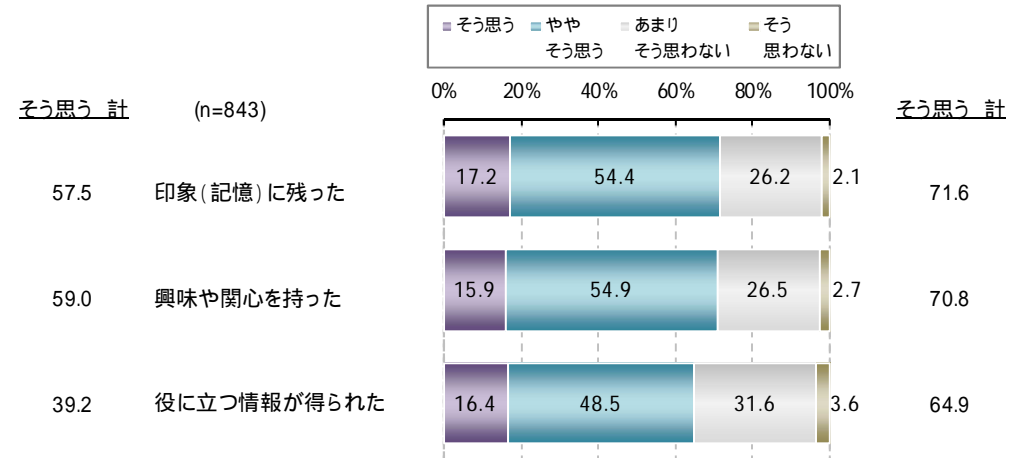
専門雑誌認知者ベース



## 【救済制度特設サイトの評価】

単一回答

救済制度特設サイト認知者ベース



- ・専門雑誌の評価(そう思う+ややそう思う)で最も高かった項目は「興味や関心を持った」59%。以下、「印象(記憶)に残った」58%、「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」39%。
- ・救済制度特設サイトの評価(そう思う+ややそう思う)で最も高かった項目は「印象(記憶)に残った」72%。以下、「興味や関心を持った」71%、「役に立つ情報が得られた」65%。

詳細内容

# 1 健康被害救済制度 認知率

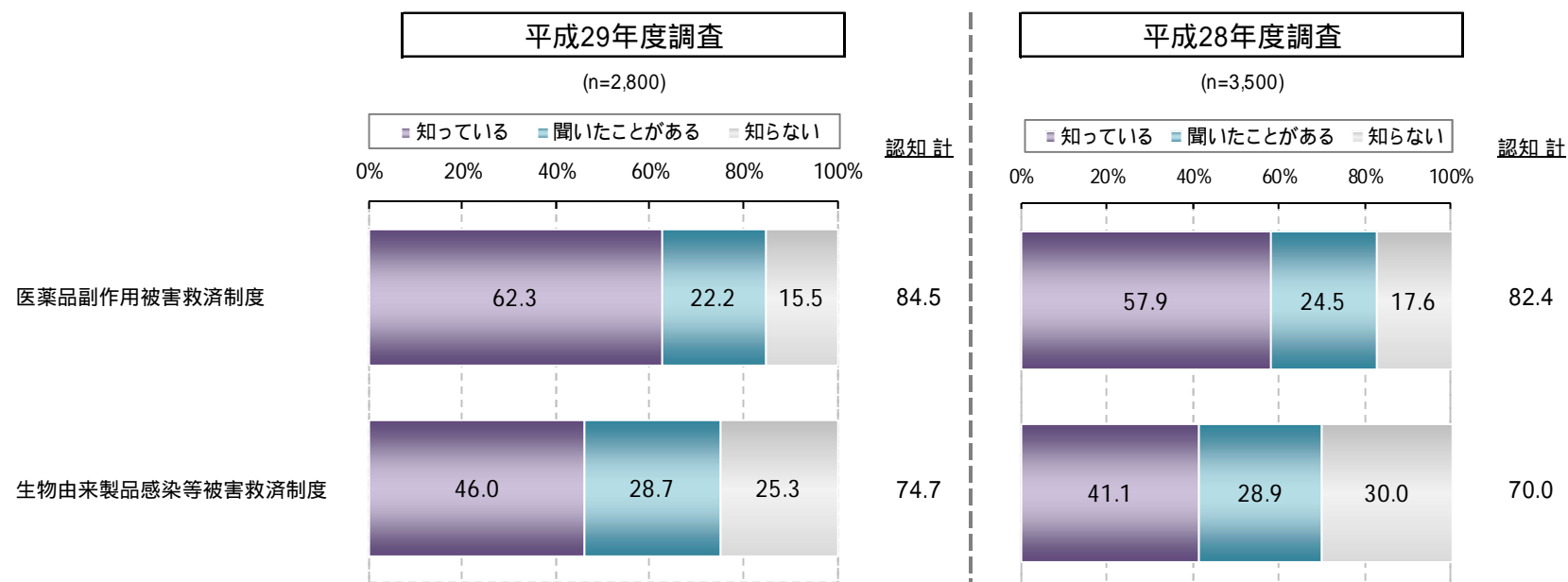
単一回答

【H29\*/H28\*】 Q3 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

【H29\*/H28\*】 Q4 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

H29\* = 平成29年度

H28\* = 平成28年度

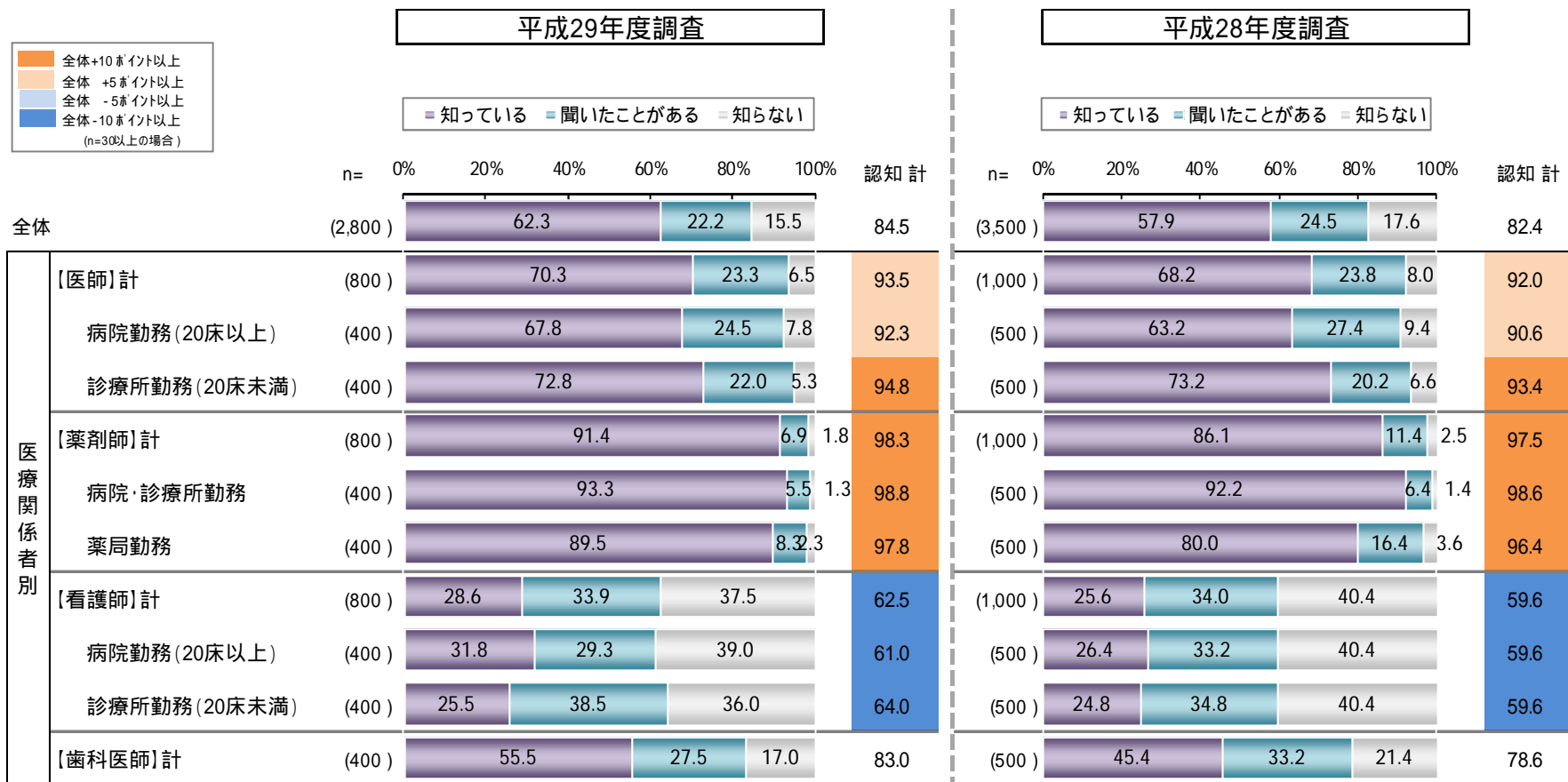


- ・「医薬品副作用被害救済制度」の認知率(知っている+聞いたことがある)は85%。「知っている」が過半数以上を占めた。
- ・「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率は75%で、H28と同様、「医薬品副作用被害救済制度」よりも低い結果となっている。
- ・いずれの制度とも、認知率はH28よりやや上昇している。

# 1 健康被害救済制度 - 医薬品副作用被害救済制度 認知率

単一回答

[H29/H28] Q3 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。



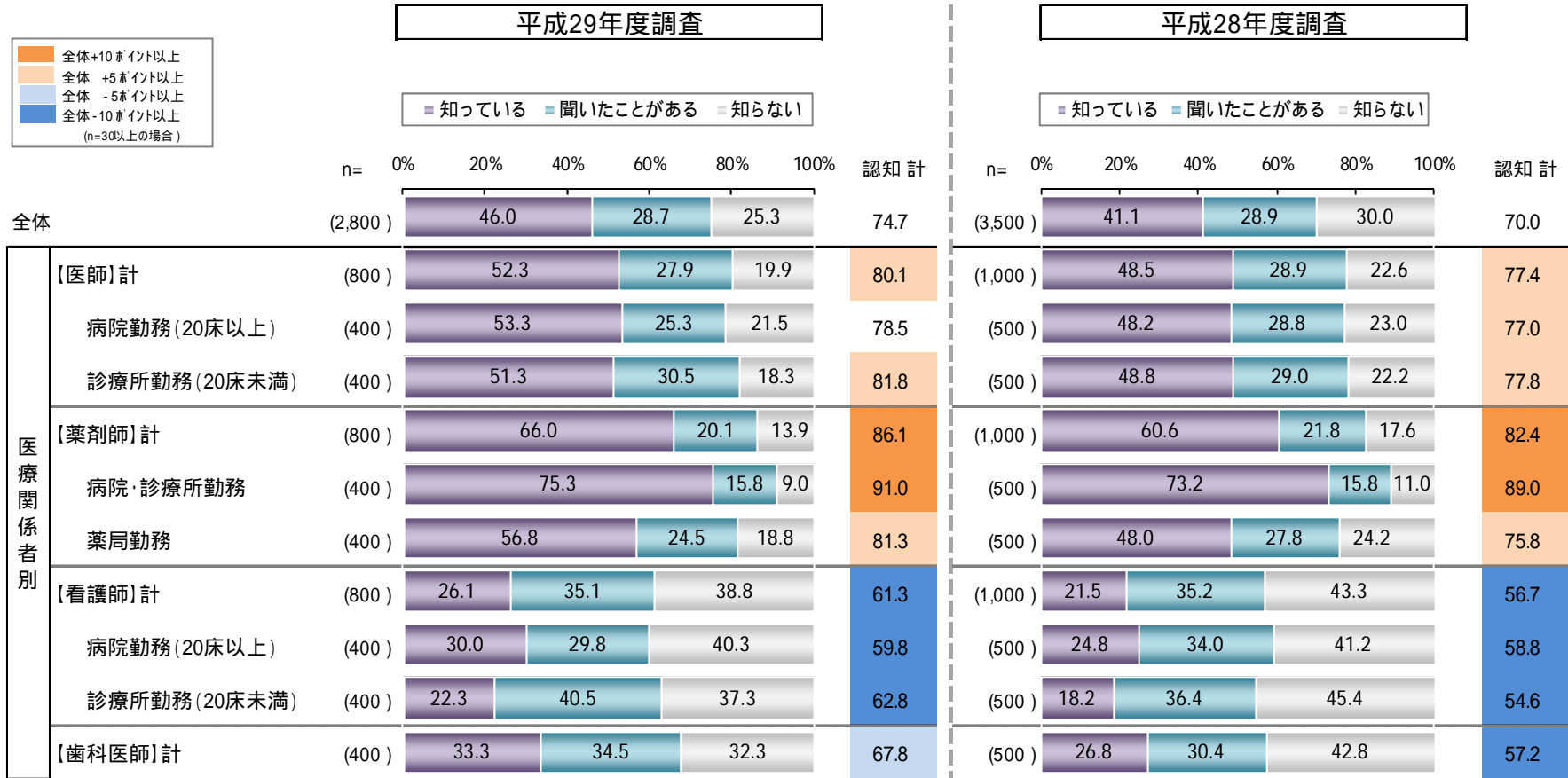
- ・ 医師における認知率(知っている + 聞いたことがある)は94%と高い。H28と同様、診療所勤務の医師のほうが病院勤務の医師の認知率を上回っている。
- ・ 薬剤師における認知率は非常に高く、100%に近い。
- ・ 看護師の認知率は63%で、この質問の職種別では最も低い。
- ・ 歯科医師の認知率は83%であり、H28との比較では認知率が上がっている。



# 1 健康被害救済制度 - 生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

【H29/H28】Q4あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。



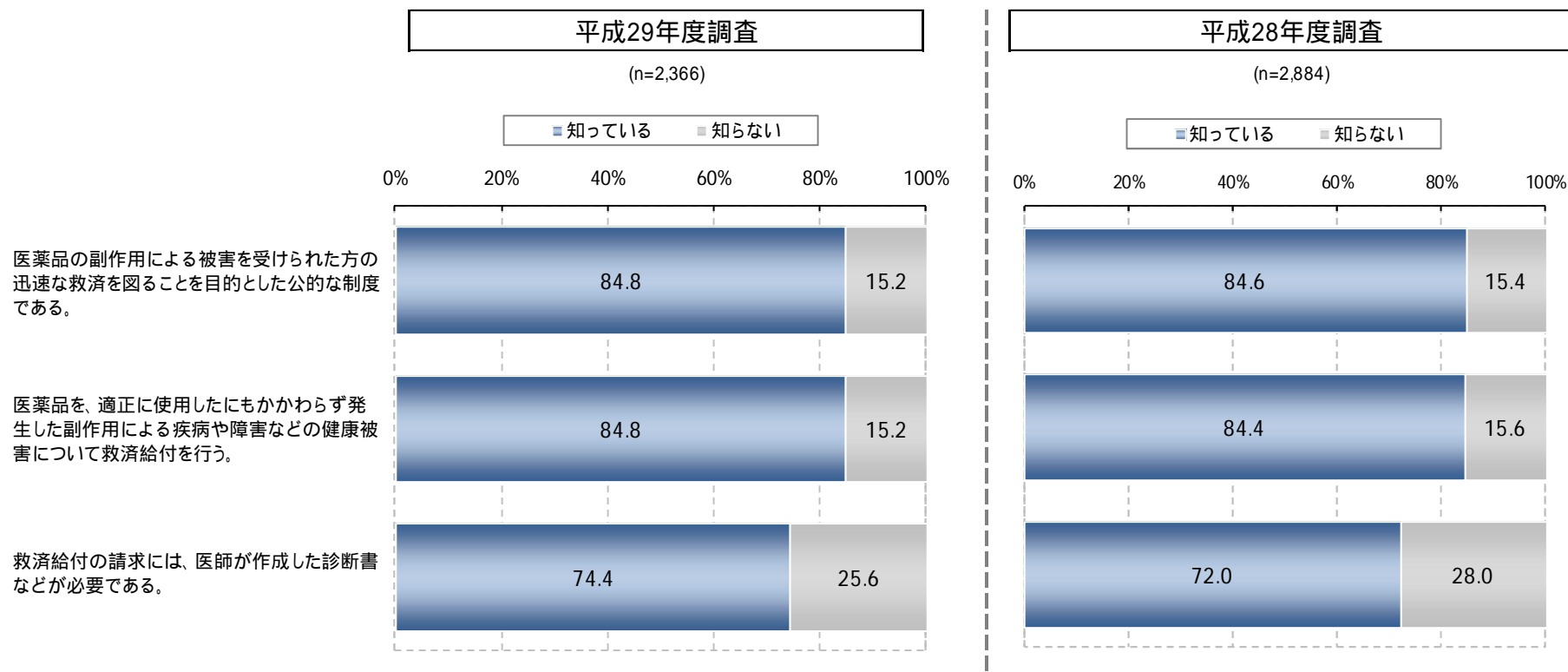
- ・ 医師の認知率(知っている + 聞いたことがある)は80%で、H28と比較して上がっている。
- ・ 薬剤師の認知率は86%で、医師よりも高い。H28と同様、病院・診療所勤務のほうが、薬局勤務よりも認知率が高い。
- ・ 看護師の認知率は61%、歯科医師の認知率は68%で、H28と比較して認知率は上がっている。

## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知

単一回答

【H29/H28】 Q5 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

制度認知者ベース



・「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」と「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」及び「救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である」の項目は、H28と比較し、認知率(知っている)はほぼ同じである。

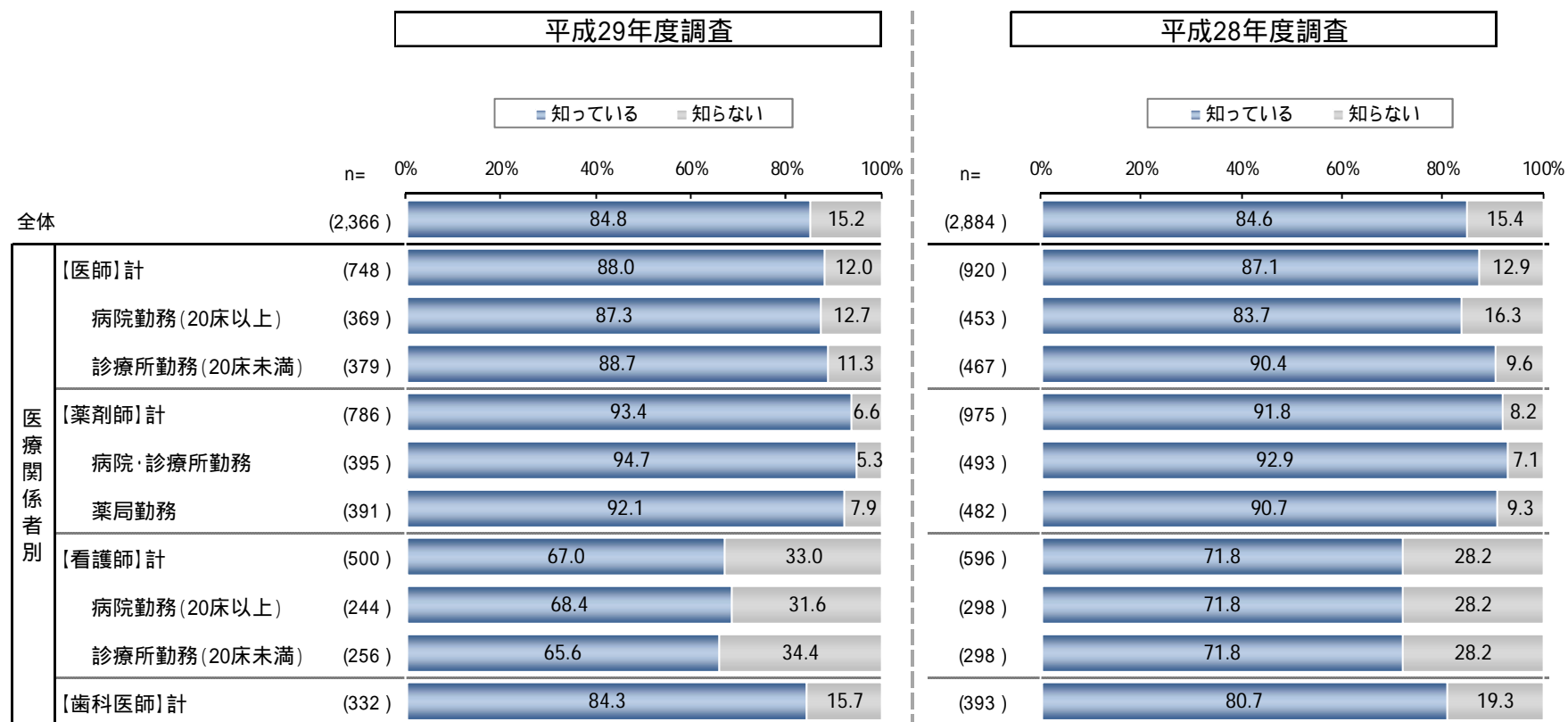
## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知 (その1)

単一回答

【H29/H28】 Q5 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

制度認知者ベース

【医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である】



・認知率(知っている)は高い順に薬剤師93%、医師88%、歯科医師84%、看護師67%である。

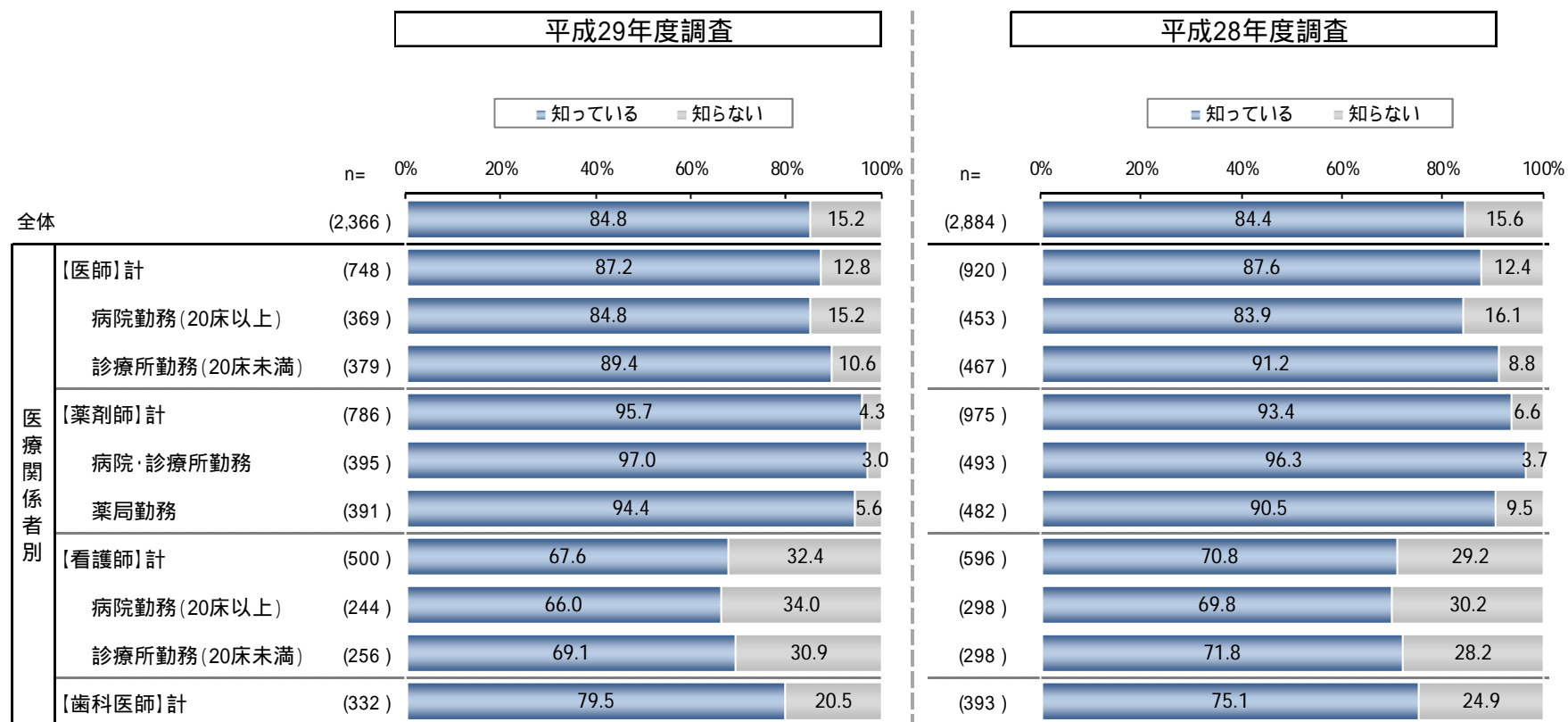
## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知 (その2)

単一回答

【H29/H28】 Q5 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

制度認知者ベース

【医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】



- ・認知率(知っている)は高い順に薬剤師96%、医師87%、歯科医師80%、看護師68%。
- ・薬剤師と歯科医師は、H28と比較して上昇している。

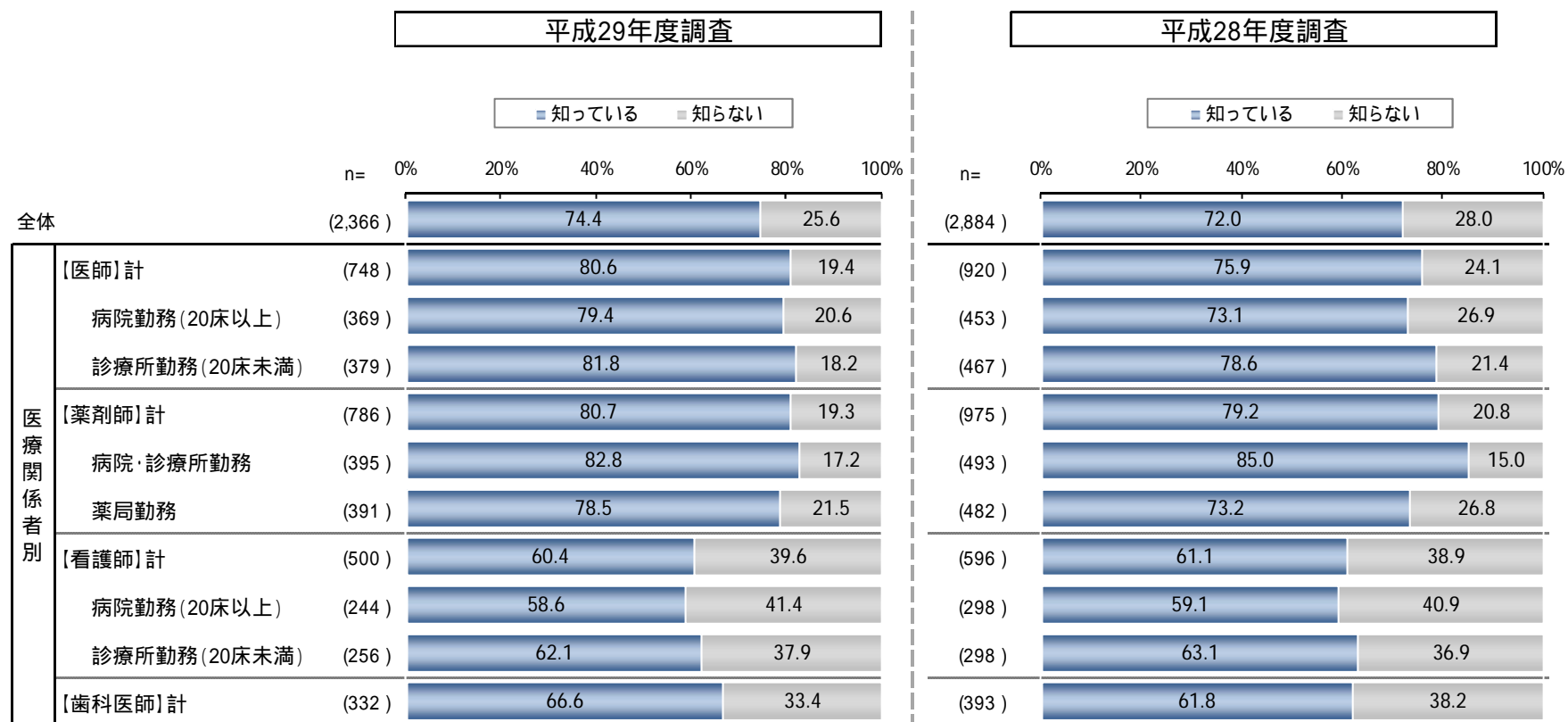
## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知 (その3)

単一回答

【H29/H28】 Q5 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

制度認知者ベース

【救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である】



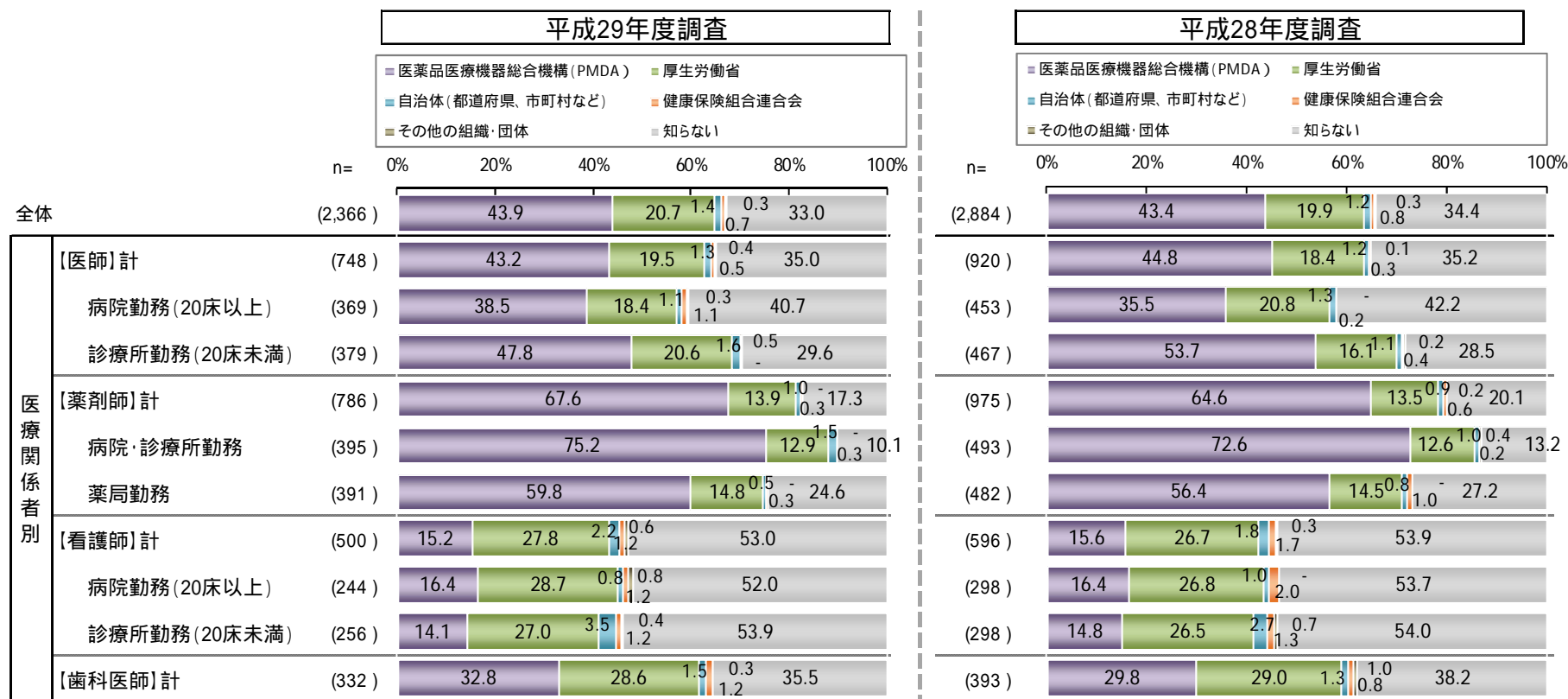
・認知率(知っている)は高い順に薬剤師81%、医師81%、歯科医師67%、看護師60%である。  
 ・看護師を除く全ての職種では、H28と比較して上昇している。

### 3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について

単一回答

【H29/H28】 Q6あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。

制度認知者ベース

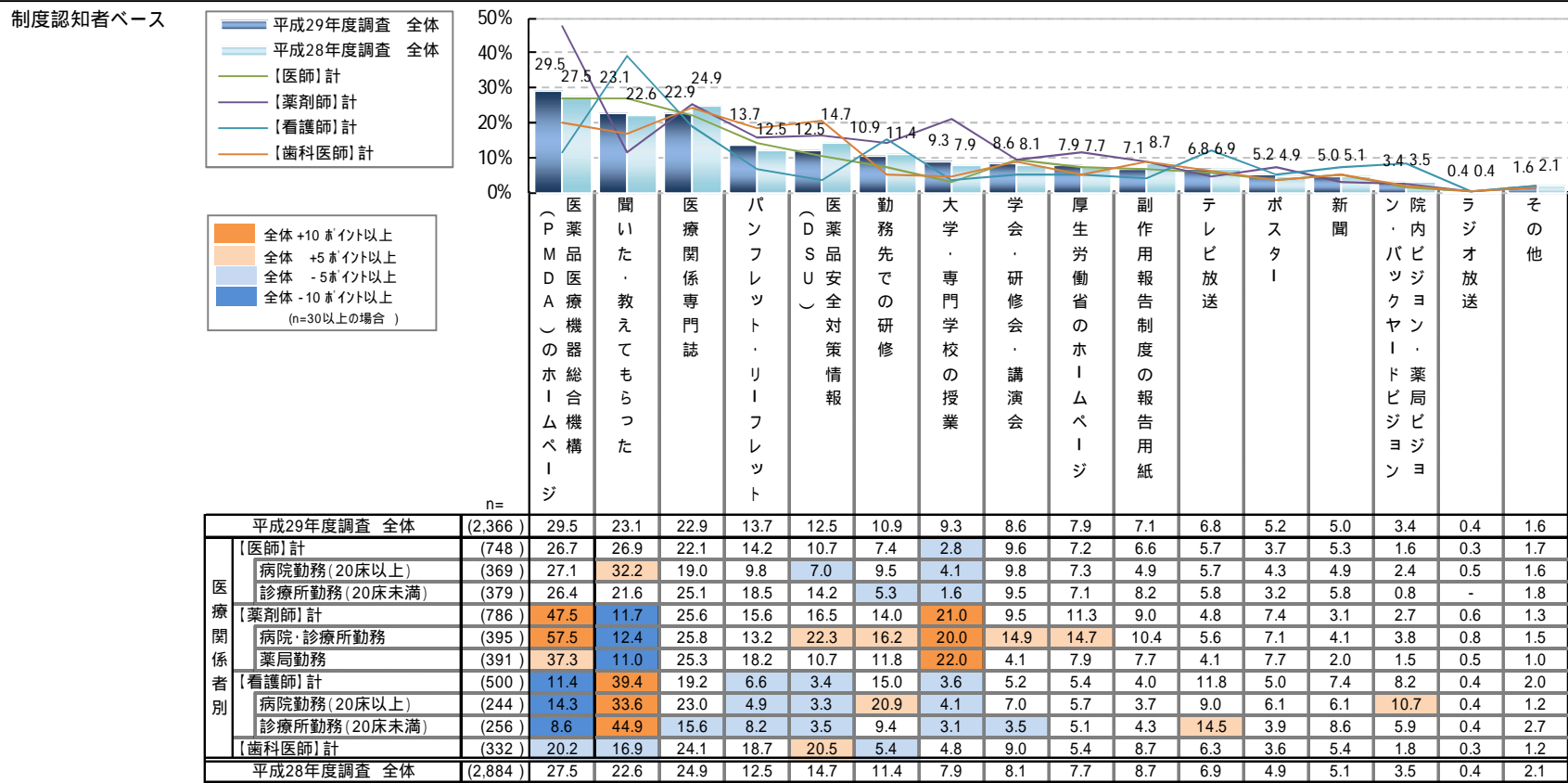


- ・医薬品副作用被害救済制度認知者に運営主体について尋ね、「医薬品医療機器総合機構(PMDA)」と正しく回答できたのは44%。
- 【医療関係者別】
- ・病院・診療所勤務の薬剤師で正答率75%、続いて薬局勤務の薬剤師60%、診療所勤務の医師48%の順であった。
- ・H28と比較し、薬剤師、歯科医師の正答率は上昇したものの、医師、看護師はやや下回った。

# 4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路

複数回答

【H29/H28】 Q7 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして(何から)知りましたか。または、どのようにして(何から)聞きましたか。あてはまるものをすべてお選びください。



平成29年度調査全体値の降順にソート

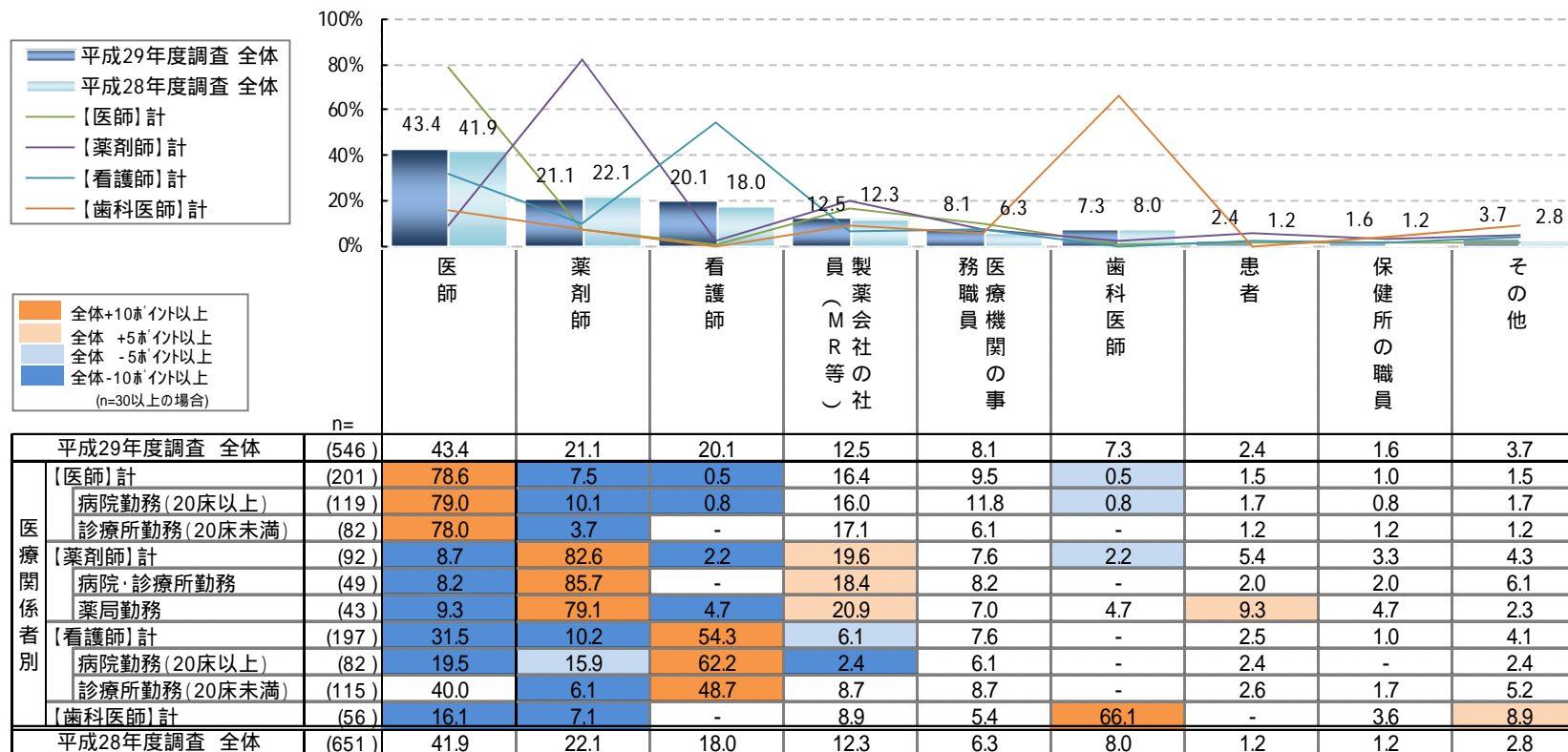
- ・ 認知経路は、「PMDAのホームページ」が30%、「聞いた・教えてもらった」が23%の順で多かった。「PMDAのホームページ」は、H28と比べ2%ほどの上昇であった。
- 【医療関係者別】
- ・ 看護師は、「聞いた・教えてもらった」の認知経路が全体と比べて10%以上高かった。
- ・ 病院・診療所勤務の薬剤師は、「PMDAのホームページ」の認知経路が全体と比べて高い傾向にあった。

# 5 医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人

複数回答

[H29/H28] Q8 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

「人から聞いた/教えてもらった」回答者ベース



平成29年度調査全体値の降順にソート

- ・「人から聞いた/教えてもらった」という全回答の中で、43%が「医師」からと回答している。
- 【医療関係者別】
- ・同職種間のクチコミが圧倒的に高くなっている。
- ・診療所勤務の看護師は、病院勤務の看護師に比べ「医師」経由が高い。

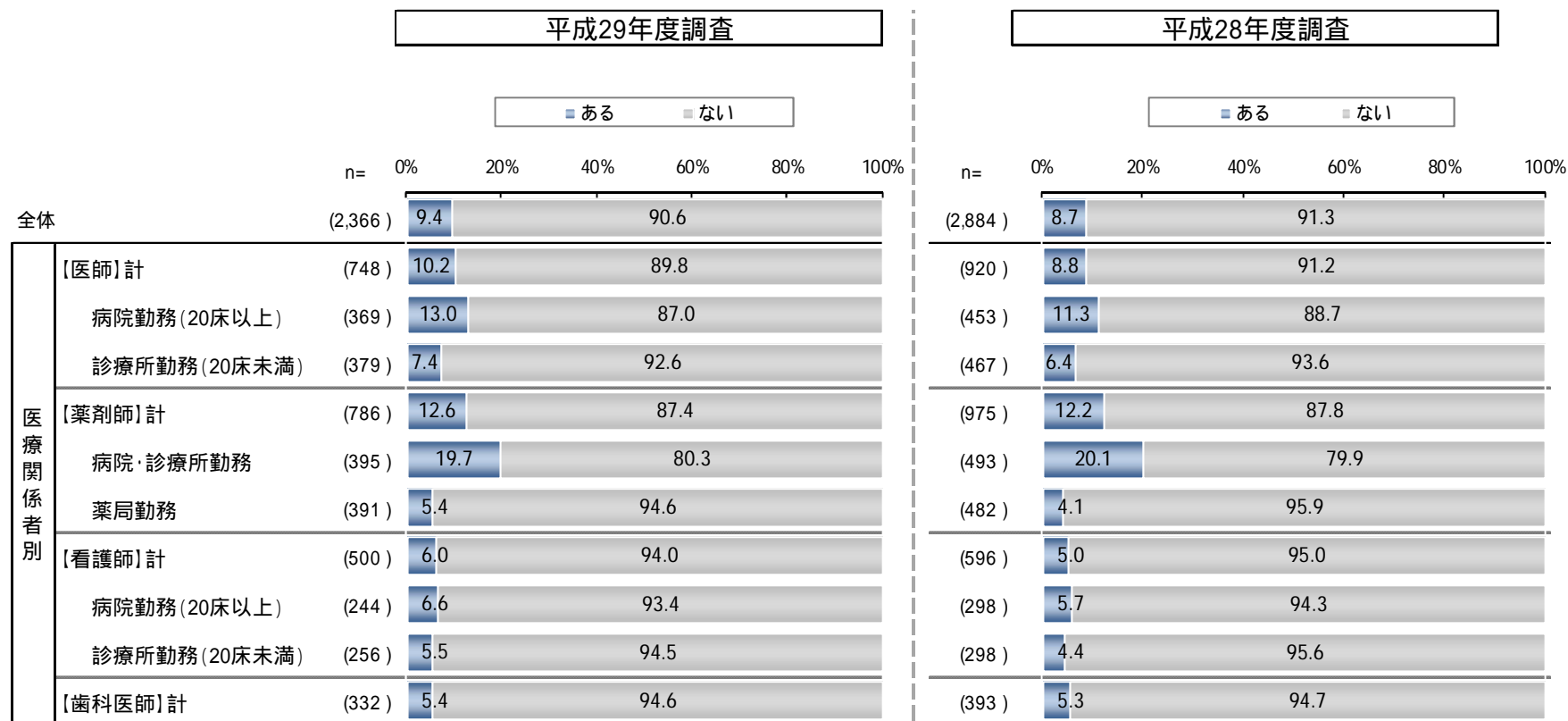


## 6 医薬品副作用被害救済制度 関わりについて

単一回答

【H29/H28】 Q9 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など)がありますか。

制度認知者ベース



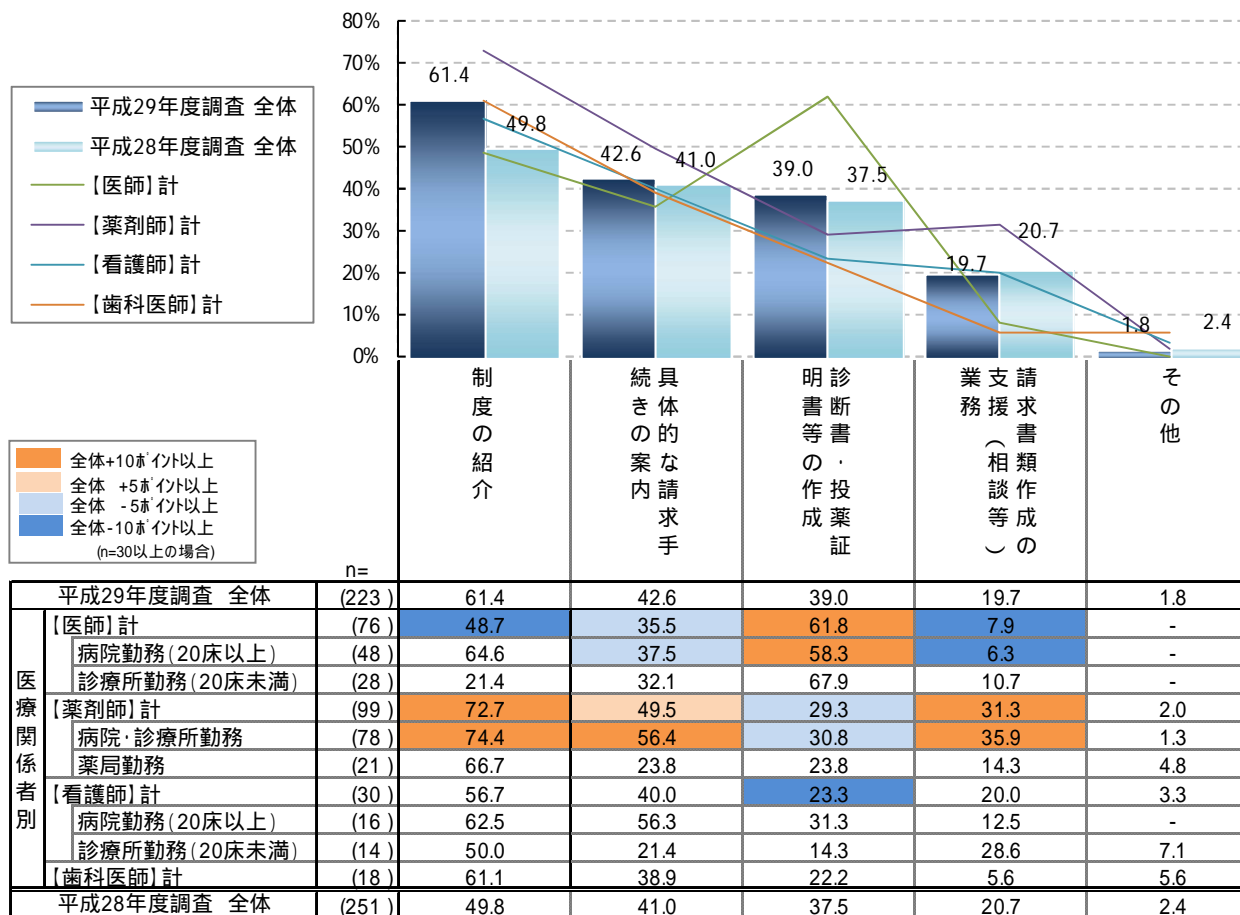
- ・「医薬品副作用被害救済制度」に関わったことが「ある」との回答は9%。
- 【医療関係者別】
- ・病院・診療所勤務の薬剤師では「関わったことがある」が20%と比較的高く、H28とほぼ同様である。

## 6 医薬品副作用被害救済制度 関わりについて

単一回答

[H29/H28] Q10 「医薬品副作用被害救済制度」の請求にどのような内容で関わりましたか。

「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったことが「ある」と回答された方ベース



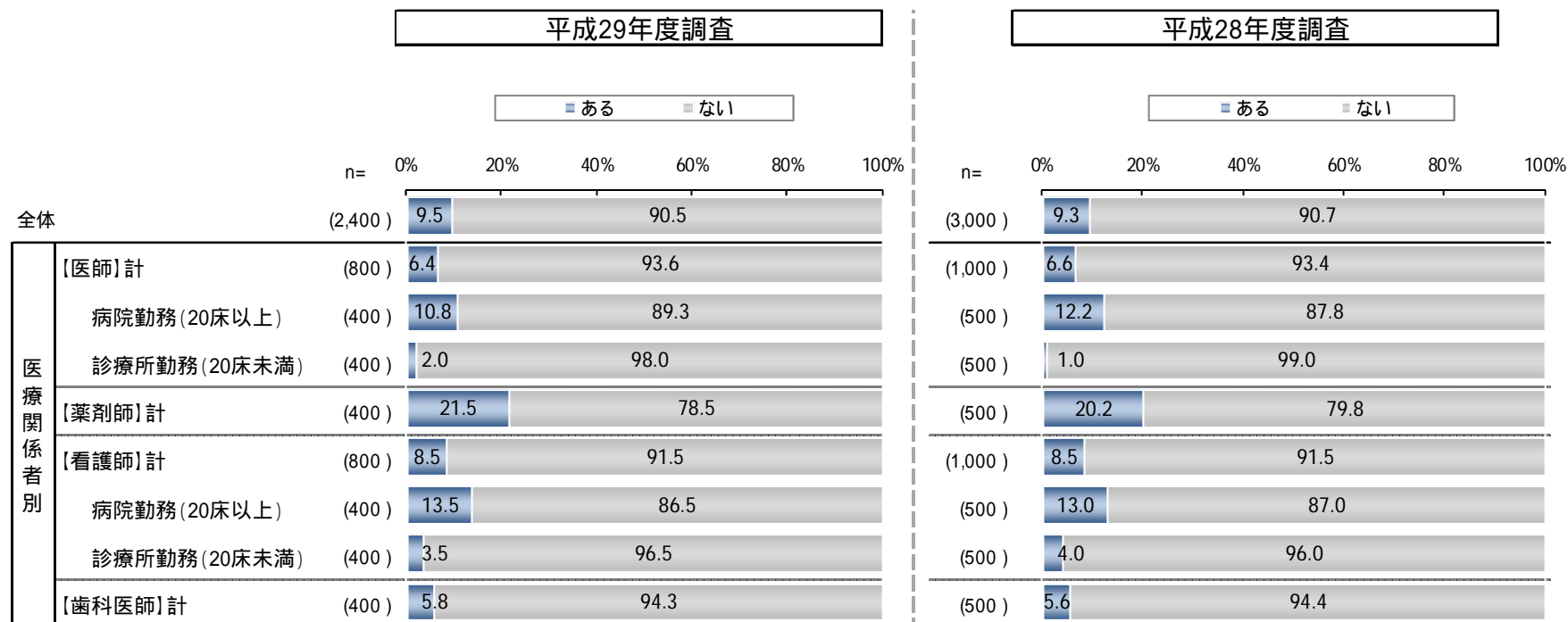
- ・「制度の紹介」に関わったことが「ある」との回答は、薬剤師が最も多かった。
- ・「診断書・投薬証明書等の作成」は、医師が突出していた。

## 7 医薬品副作用被害救済制度 給付請求時の支援部署の有無

単一回答

【H29/H28】 Q11 患者さんが「医薬品副作用被害救済制度」に係る給付請求を行う場合、貴医療機関では、請求書作成等の手続きを支援する部署(担当者)がありますか。

病院・診療所勤務の方ベース

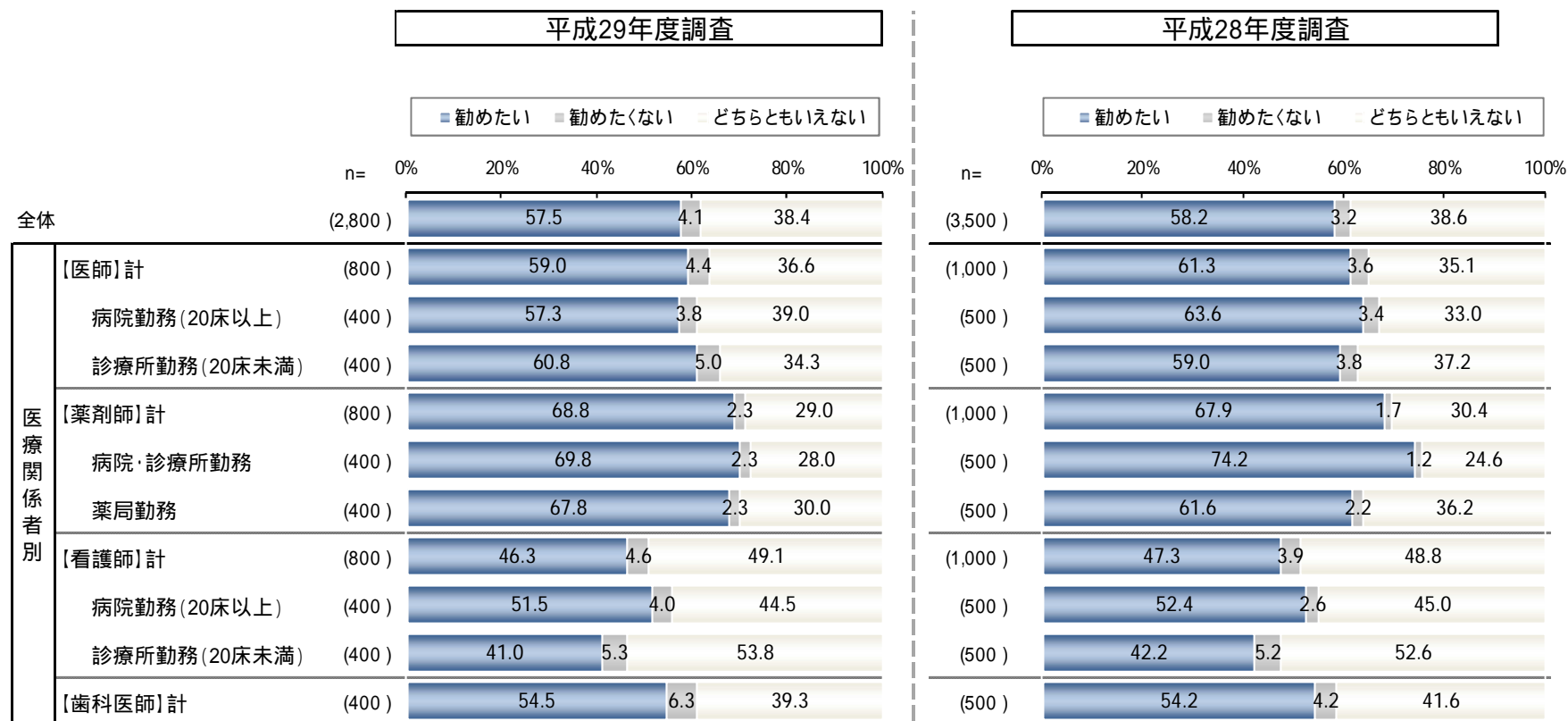


・「医薬品副作用被害救済制度」の請求書作成等の手続きを支援する部署(担当者)があると回答したのは10%であった。  
 ・診療所勤務の医師では「ある」と回答したのは、2%と最も少なかった。

## 8 医薬品副作用被害救済制度 勧めたいか

単一回答

【H29/H28】 Q12 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度 of 健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。



・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいかについては、「勧めたい」は58%で、「勧めたくない」は4%であった。

【医療関係者別】

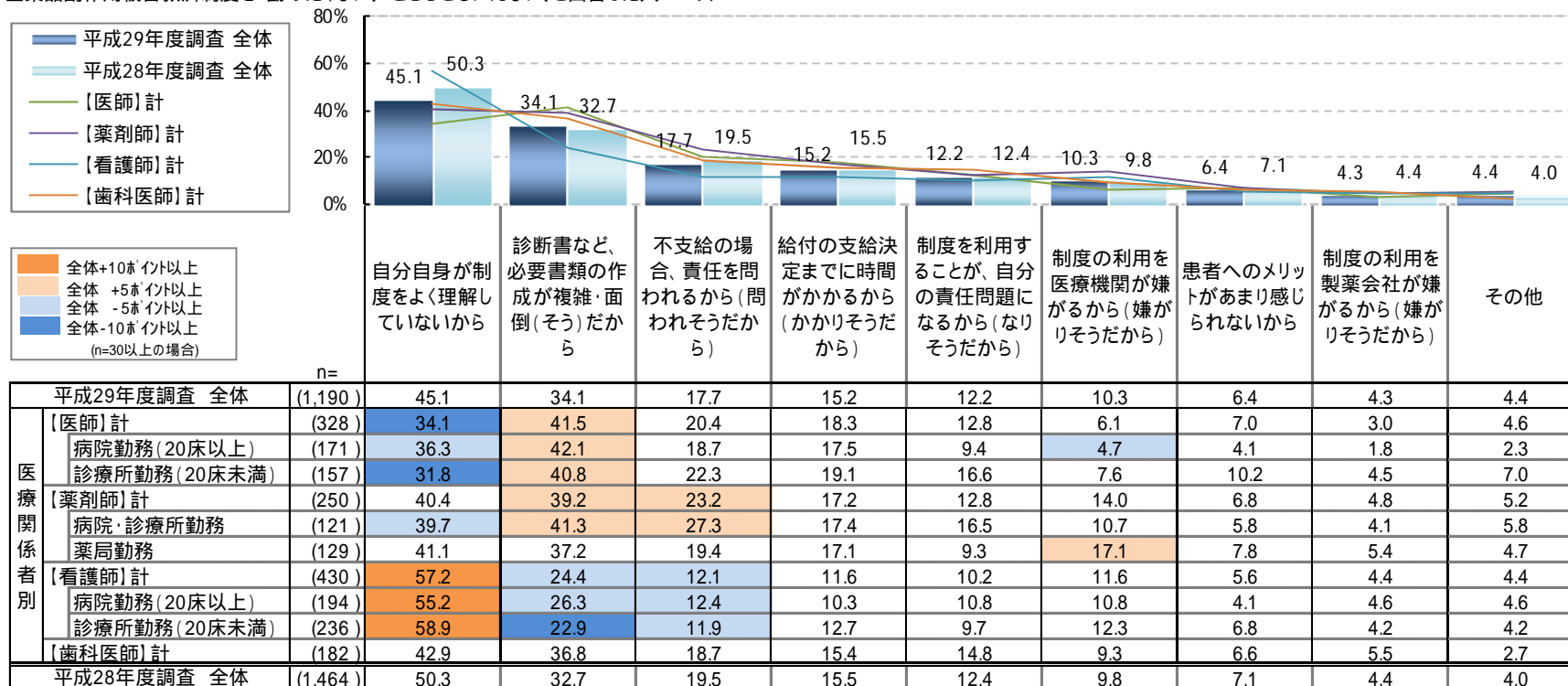
・H28と比べて、薬剤師、歯科医師はわずかに上昇傾向で、医師、看護師はやや下降傾向であった。

# 9 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由

複数回答

[H29/H28] Q13 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものをすべてお選びください。

医薬品副作用被害救済制度を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答した人ベース



平成29年度調査全体値の降順にソート

・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」45%。続いて、「診断書など、必要書類が複雑・面倒(そう)だから」34%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」18%である。

【医療関係者別】

- ・理由「自分自身が制度をよく理解していないから」では看護師が最も高い。
- ・理由「診断書など、必要書類が複雑・面倒(そう)だから」では医師が比較的高い。
- ・理由「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」では薬剤師が比較的高い。

# 10 テレビCMの認知率

単一回答

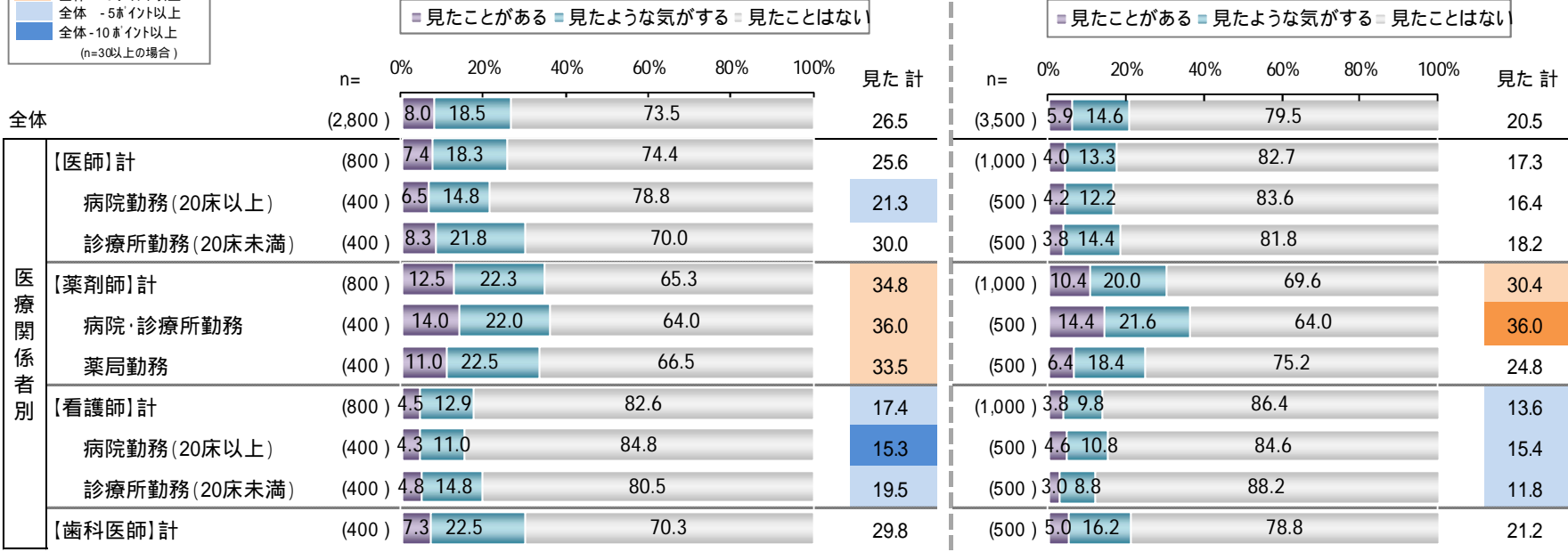
[H29/H28] Q14 あなたは、テレビでこのCMを見たことがありますか。



■ 全体+10ポイント以上  
■ 全体 +5ポイント以上  
■ 全体 -5ポイント以上  
■ 全体-10ポイント以上  
 (n=30以上の場合)

平成29年度調査

平成28年度調査

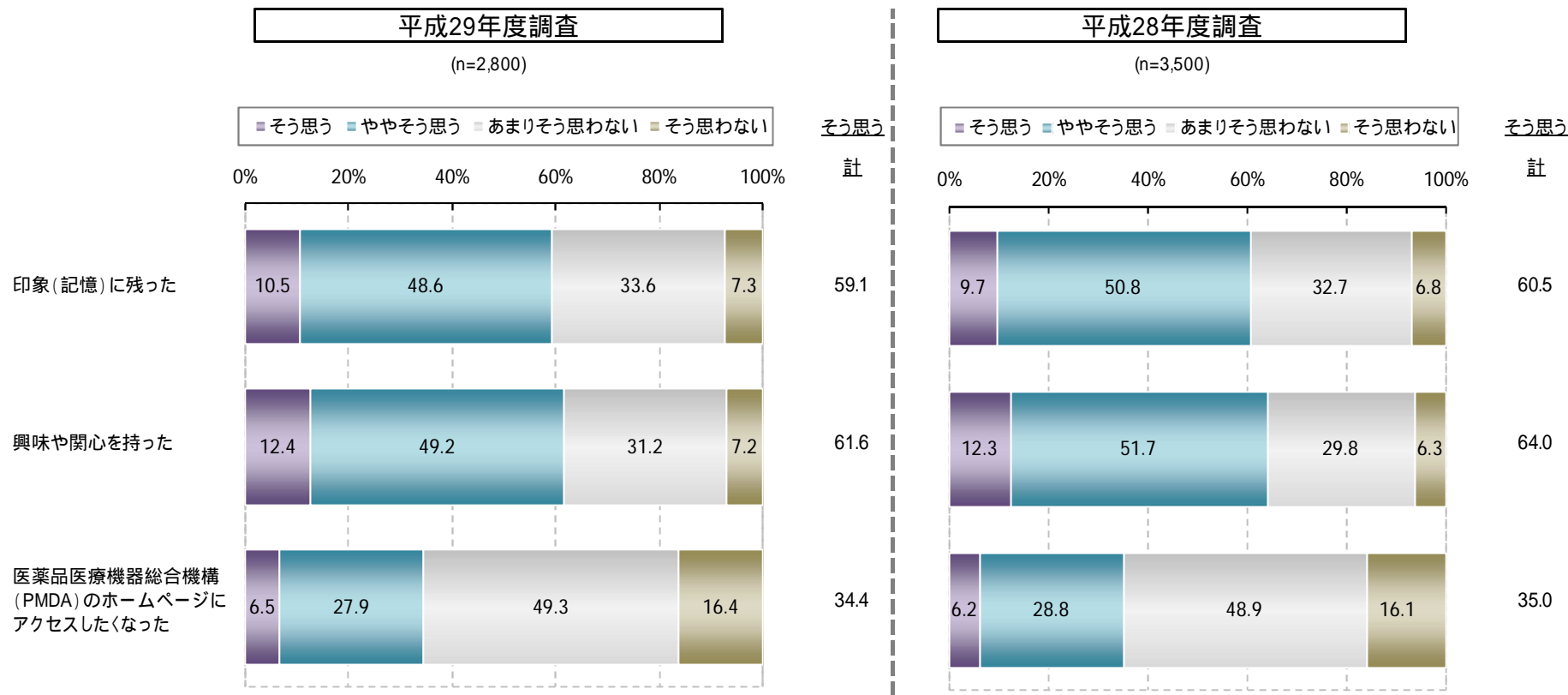


・テレビCMの認知率(見たことがある + 見たように気がする)は27%で、H28より認知率は上がった。  
 【医療関係者別】  
 ・薬剤師はテレビCMの認知率が高かった。

# 11 テレビCMの評価 (その1)

単一回答

【H29/H28】 Q15 動画CMをご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

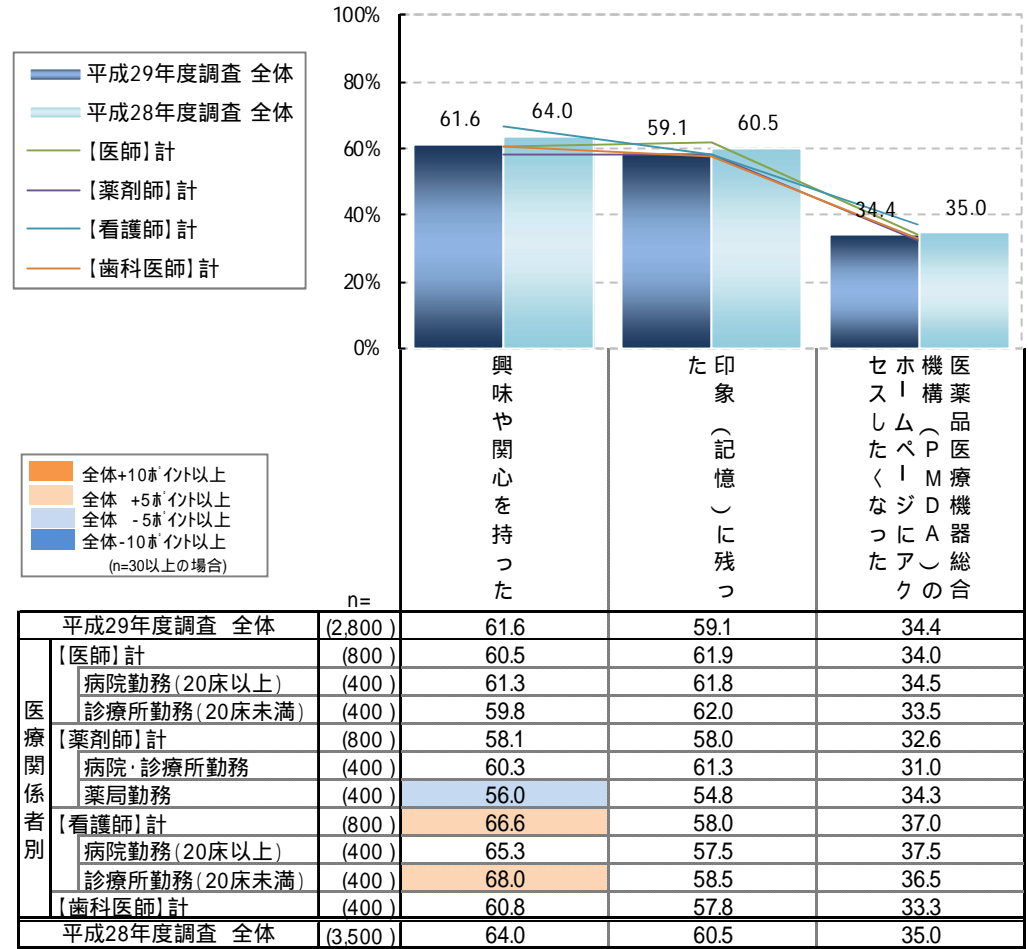


・ テレビCMについて、最も評価された(そう思う+ ややそう思う)項目は、「興味や関心を持った」62%であり、「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」は34%に留まった。  
 ・ 3項目ともに、H28と比べ下降傾向である。

# 11 テレビCMの評価 (その2)

単一回答

[H29/H28] Q15 動画CMをご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。



平成29年度調査全体値の降順にソート

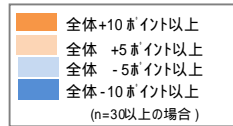
・テレビCMについて、「PMDAのホームページにアクセスしなくなった」と評価した(そう思う+ややそう思う)方は、病院勤務の看護師が38%と最も多かった。



# 12 新聞広告の認知率

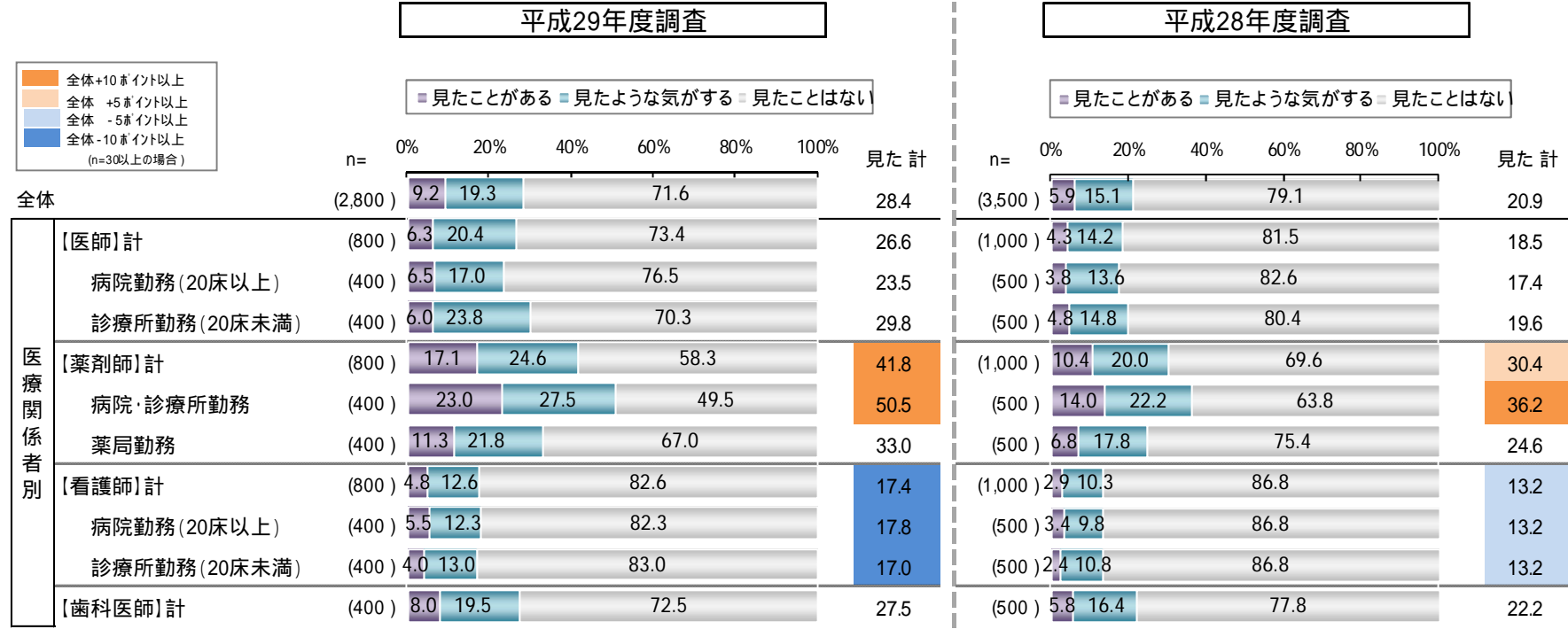
単一回答

H29/H28 Q16 あなたは、これまでにこの新聞広告を見たことがありますか。



平成29年度調査

平成28年度調査



・新聞広告の認知率(見たことがある + 見たような気がする)は28%、H28より認知率は上がった。  
 【医療関係者別】  
 ・病院・診療所勤務の薬剤師の認知率が最も高く51%だった。

# 13 新聞広告の評価 (その1)

単一回答

H29/H28 Q17 新聞広告をご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

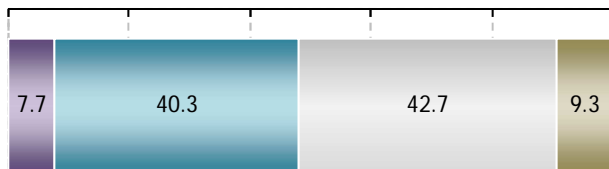
平成29年度調査

(n=2,800)

■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

0% 20% 40% 60% 80% 100%

印象(記憶)に残った



興味や関心を持った



医薬品医療機器総合機構 (PMDA)のホームページにアクセスしなくなった



平成28年度調査

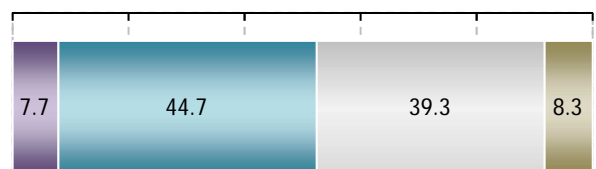
(n=3,500)

■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

0% 20% 40% 60% 80% 100%

そう思う  
計

48.0



そう思う  
計

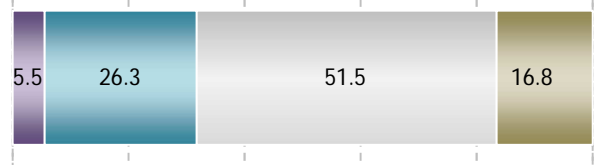
52.4

50.9



55.1

30.8



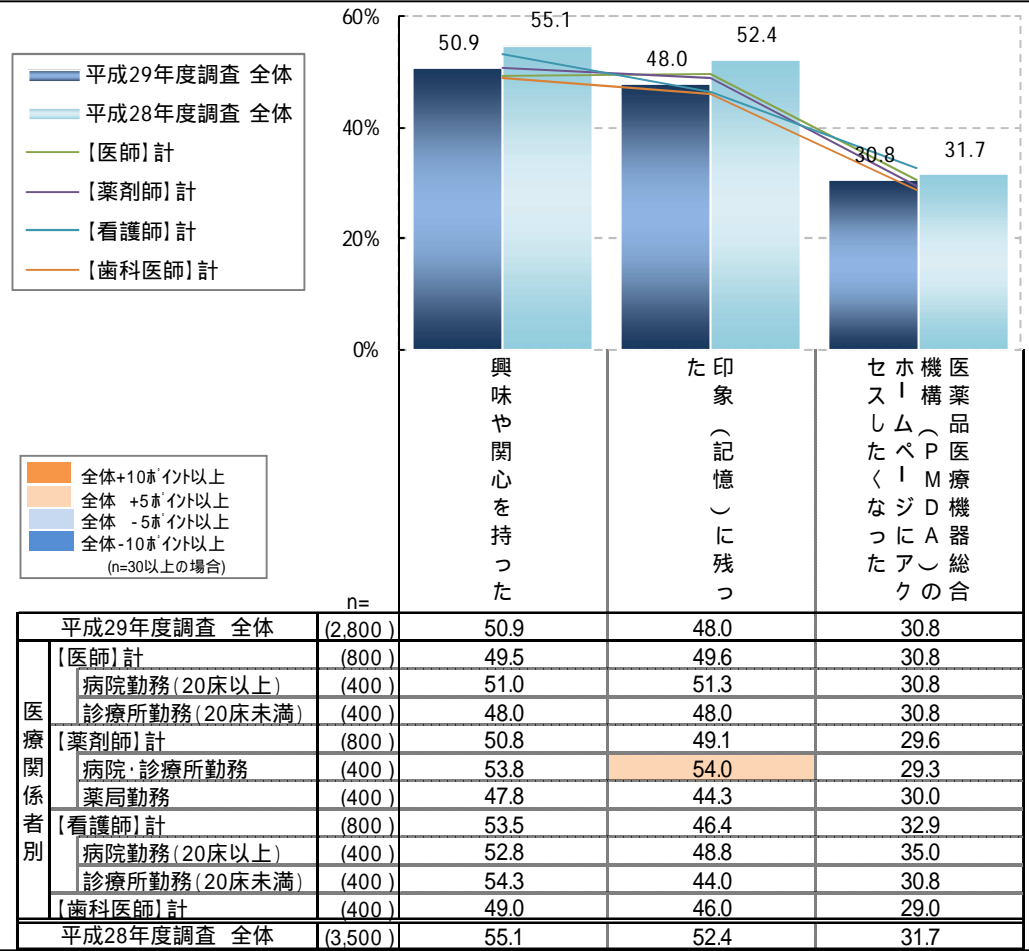
31.7

・ 新聞広告について、最も評価された(そう思う + ややそう思う)項目は、「興味や関心を持った」51%であり、「PMDAのホームページにアクセスしなくなった」は31%に留まった。

# 13 新聞広告の評価 (その2)

単一回答

H29/H28 Q17 新聞広告をご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。



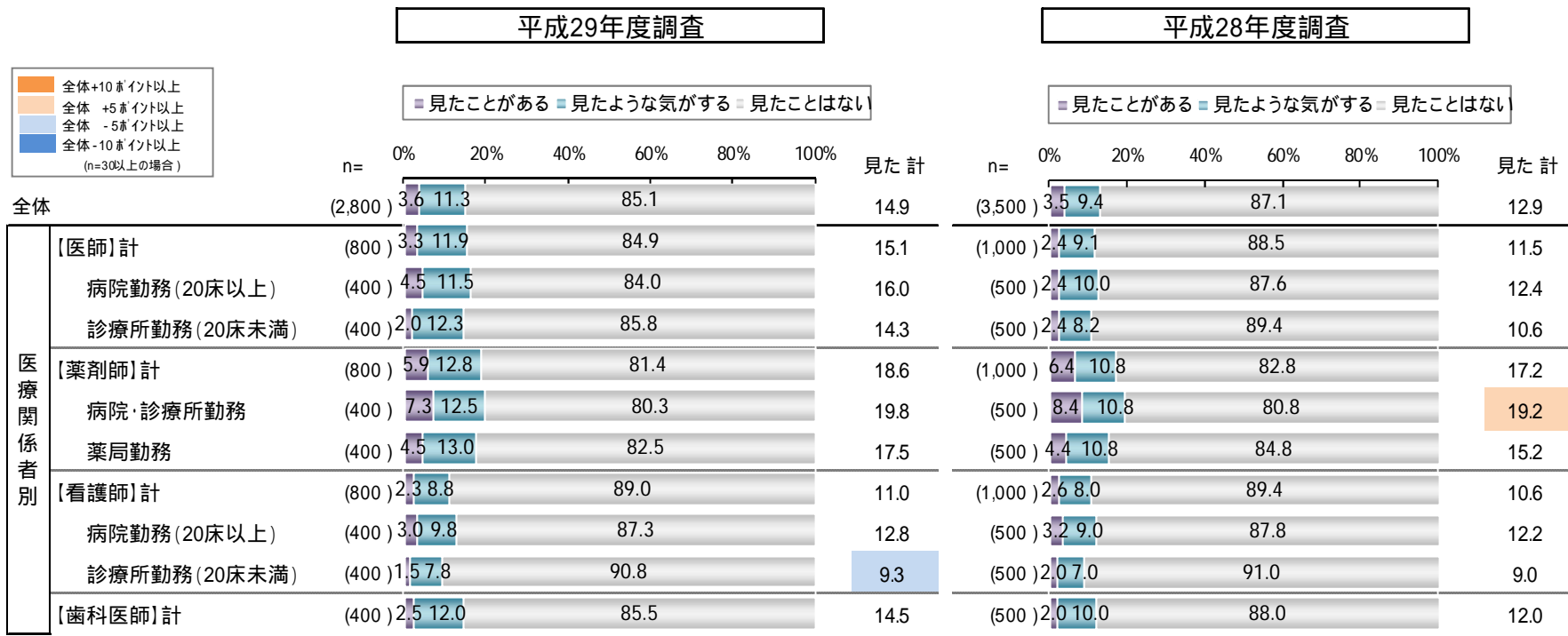
平成29年度調査全体値の降順にソート

・新聞広告について、「PMDAのホームページにアクセスしなくなった」と評価した(そう思う+ややそう思う)方は、病院勤務の看護師が35%と最も多かった。

# 14 院内ビジョン、薬局ビジョンの認知率

単一回答

H29/H28 Q18あなたは、これまでに院内ビジョン、薬局ビジョンで救済制度のCM(動画)を見たことがありますか。



・院内ビジョン、薬局ビジョンの救済制度の認知率(見たことがある + 見たような気がする)は15%、H28より認知率は上がった。  
 【医療関係者別】  
 ・薬剤師の認知率が最も高く19%で、特に病院・診療所勤務の薬剤師が20%と最も高かった。

# 15 院内ビジョン、薬局ビジョンの評価 (その1)

単一回答

H29/H28 Q19 院内ビジョン、薬局ビジョンの救済制度のCMをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

院内ビジョン、薬局ビジョン認知者ベース

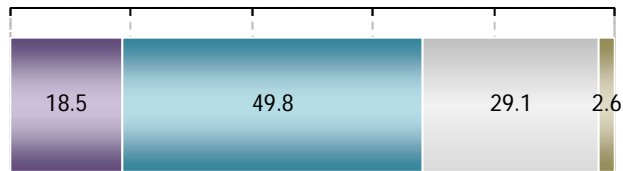
平成29年度調査

(n=416)

■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

0% 20% 40% 60% 80% 100%

印象(記憶)に残った



興味や関心を持った



医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページにアクセスしたくなった



平成28年度調査

(n=453)

■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

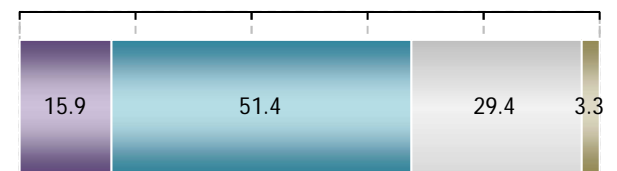
0% 20% 40% 60% 80% 100%

そう思う

そう思う

計

計



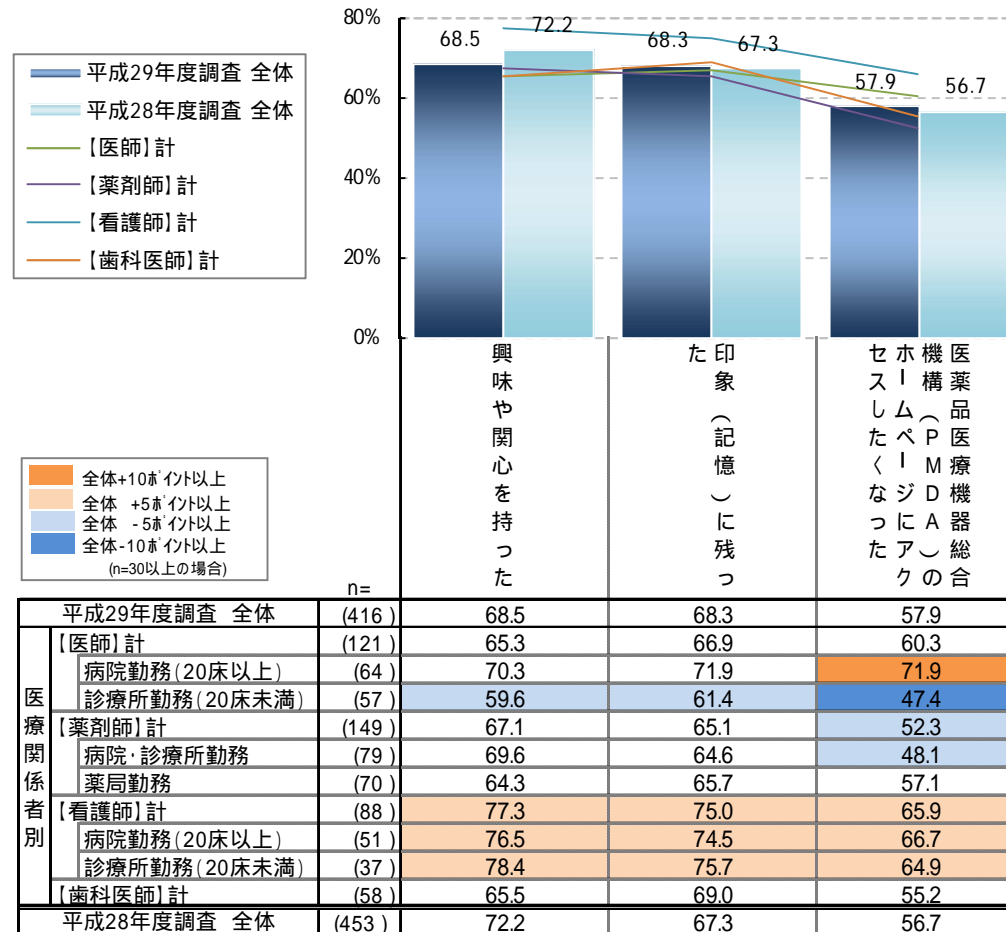
・院内ビジョン、薬局ビジョンについて、最も評価された(そう思う+ ややそう思う)項目は、「興味や関心を持った」69%であり、「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」は58%であった。

# 15 院内ビジョン、薬局ビジョンの評価 (その2)

単一回答

H29/H28 Q19 院内ビジョン、薬局ビジョンの救済制度のCMをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

院内ビジョン、薬局ビジョン認知者ベース



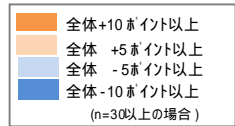
平成29年度調査全体値の降順にソート

・院内ビジョン、薬局ビジョンについて、「PMDAのホームページにアクセスしなくなった」と評価した(そう思う+ややそう思う)方は、病院勤務の医師が72%と最も多かった。

# 16 専門雑誌の広告の認知率

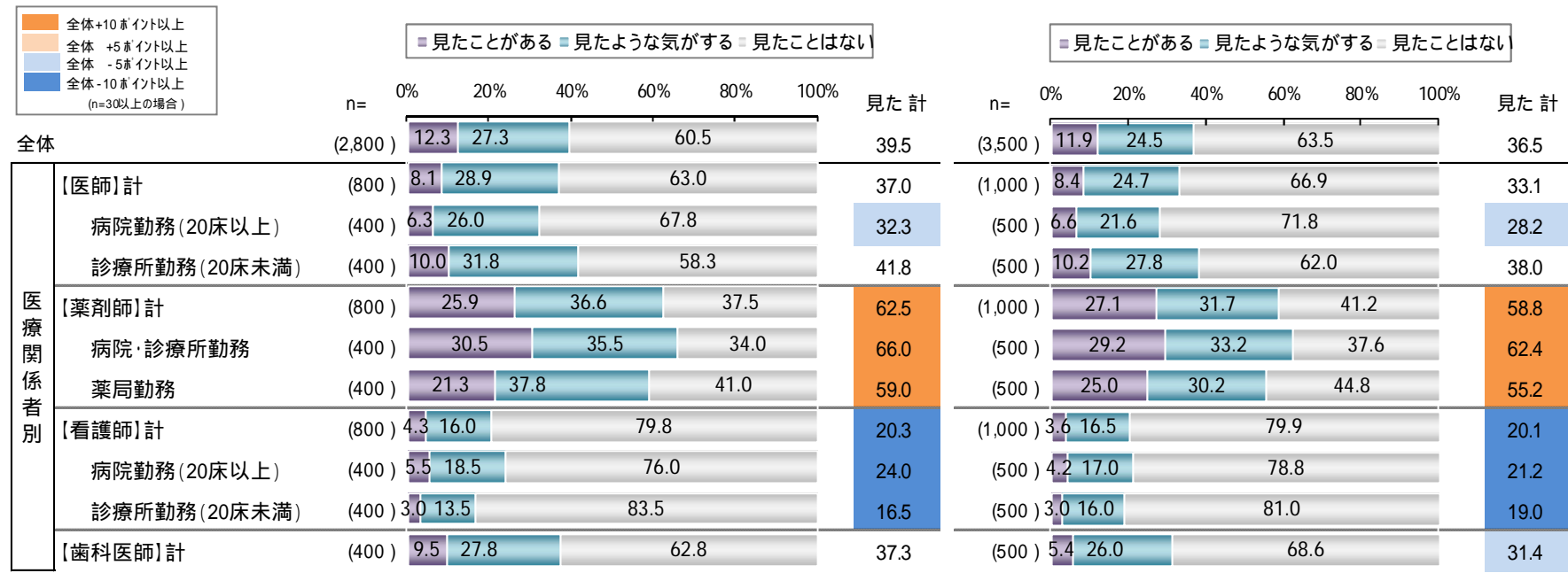
単一回答

H29/H28 Q20 あなたは、これまでに専門雑誌で救済制度の広告を見たことがありますか。



平成29年度調査

平成28年度調査



・専門雑誌広告の認知率(見たことがある + 見たような気がする)は40%、H28より認知率は上がった。  
 【医療関係者別】  
 ・薬剤師の認知率が最も高く63%で、全体平均と比べて20%以上の差があった。

# 17 専門雑誌の広告の評価 (その1)

単一回答

H29/H28 Q21 専門雑誌の広告をご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

専門雑誌認知者ベース

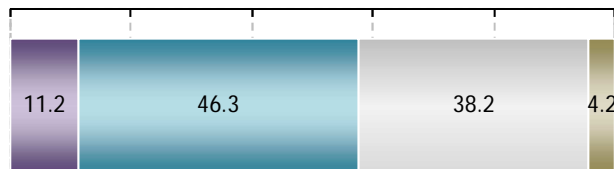
平成29年度調査

(n=1,107)

■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

0% 20% 40% 60% 80% 100%

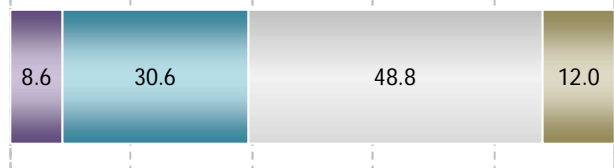
印象(記憶)に残った



興味や関心を持った



医薬品医療機器総合機構 (PMDA)のホームページにアクセスしなくなった



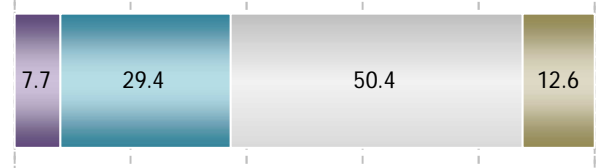
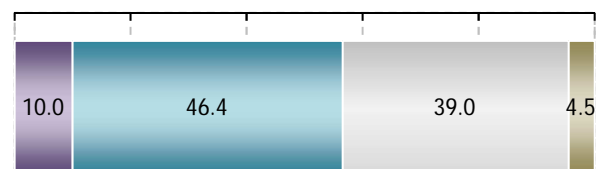
平成28年度調査

(n=1,277)

■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

0% 20% 40% 60% 80% 100%

そう思う  
計



そう思う  
計

57.5

59.0

39.2

56.5

59.1

37.0

・ 専門雑誌の広告について、最も評価された(そう思う+ ややそう思う)項目は、「興味や関心を持った」59%であり、「PMDAのホームページにアクセスしなくなった」は39%に留まった。

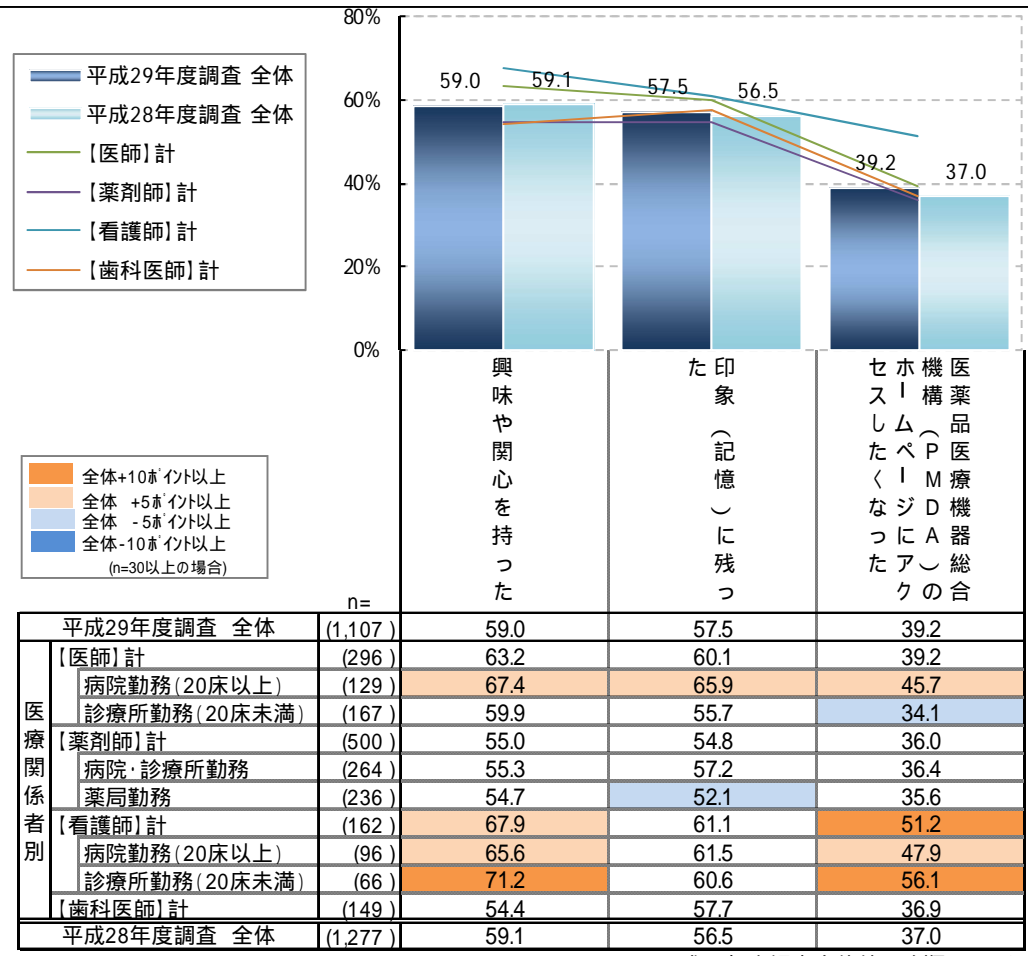


# 17 専門雑誌の広告の評価 (その2)

単一回答

H29/H28 Q21 専門雑誌の広告をご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

専門雑誌認知者ベース



平成29年度調査全体値の降順にソート

・専門雑誌の広告について、「PMDAのホームページにアクセスしなくなった」と評価した(そう思う+ややそう思う)方は、診療所勤務の看護師が56%と最も多かった。

# 18 救済制度特設サイトの認知率

単一回答

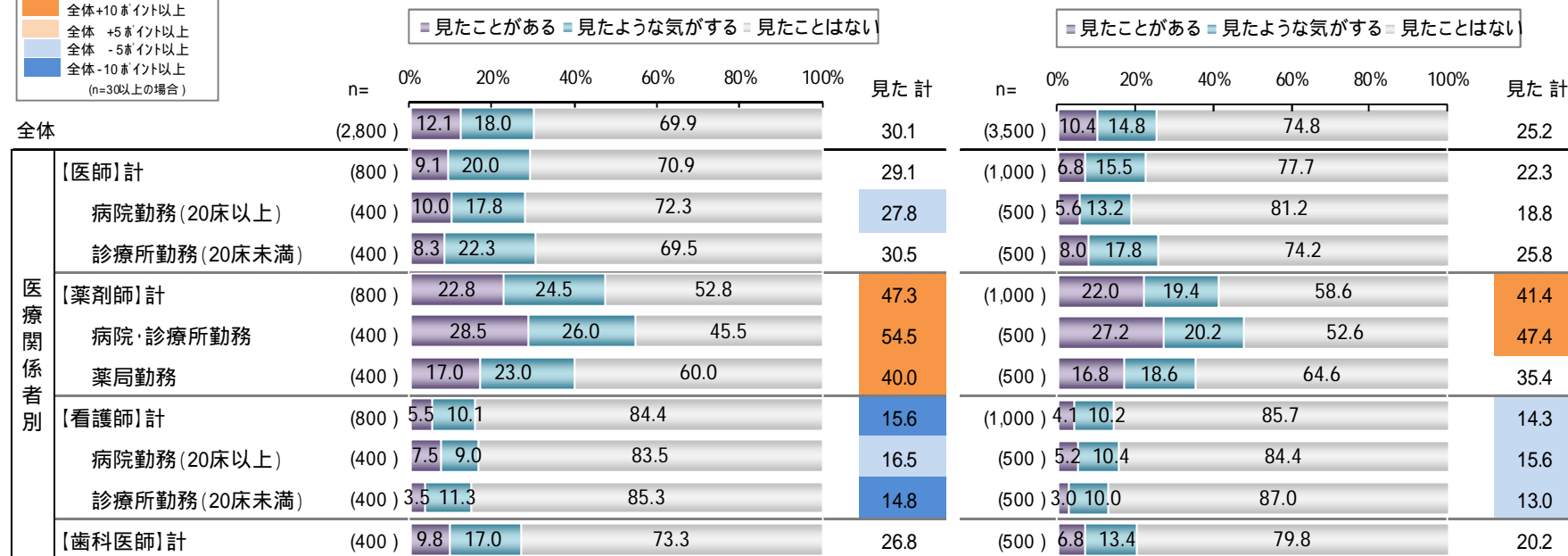
H29/H28 Q22 /Q24 あなたは、これまでにインターネットで救済制度特設サイトを見たことがありますか。



■ 全体+10ポイント以上  
■ 全体 +5ポイント以上  
■ 全体 -5ポイント以上  
■ 全体 -10ポイント以上  
 (n=30以上の場合)

平成29年度調査

平成28年度調査



・救済制度特設サイトの認知率(見たことがある + 見たような気がする)は30%、H28より認知率は上がった。  
 【医療関係者別】  
 ・病院・診療所勤務の薬剤師の認知率が最も高く55%だった。

# 19 救済制度特設サイトの評価 (その1)

単一回答

H29/H28 Q23/Q25 救済制度特設サイトをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

救済制度特設サイト認知者ベース

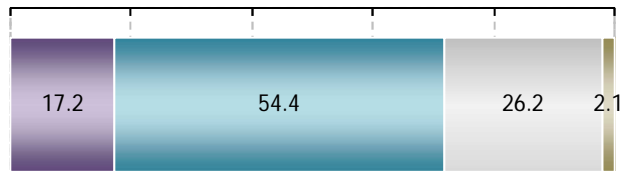
平成29年度調査

(n=843)

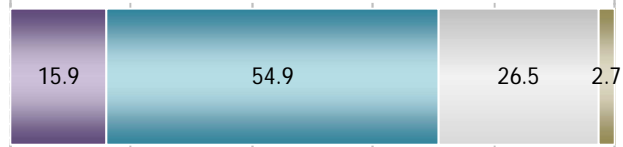
■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

0% 20% 40% 60% 80% 100%

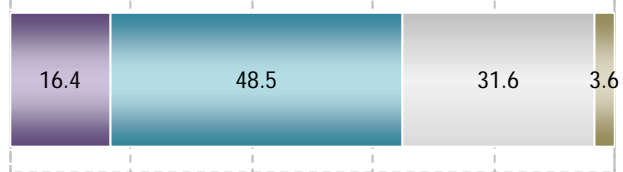
印象(記憶)に残った



興味や関心を持った



役に立つ情報が得られた



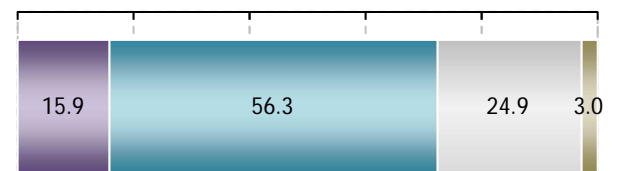
平成28年度調査

(n=881)

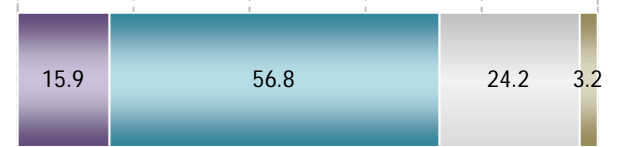
■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

0% 20% 40% 60% 80% 100%

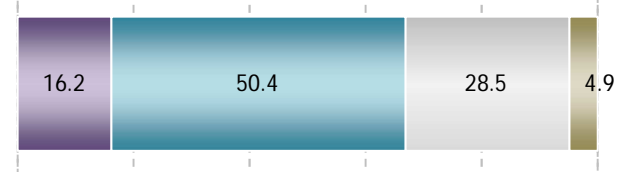
印象(記憶)に残った



興味や関心を持った



役に立つ情報が得られた



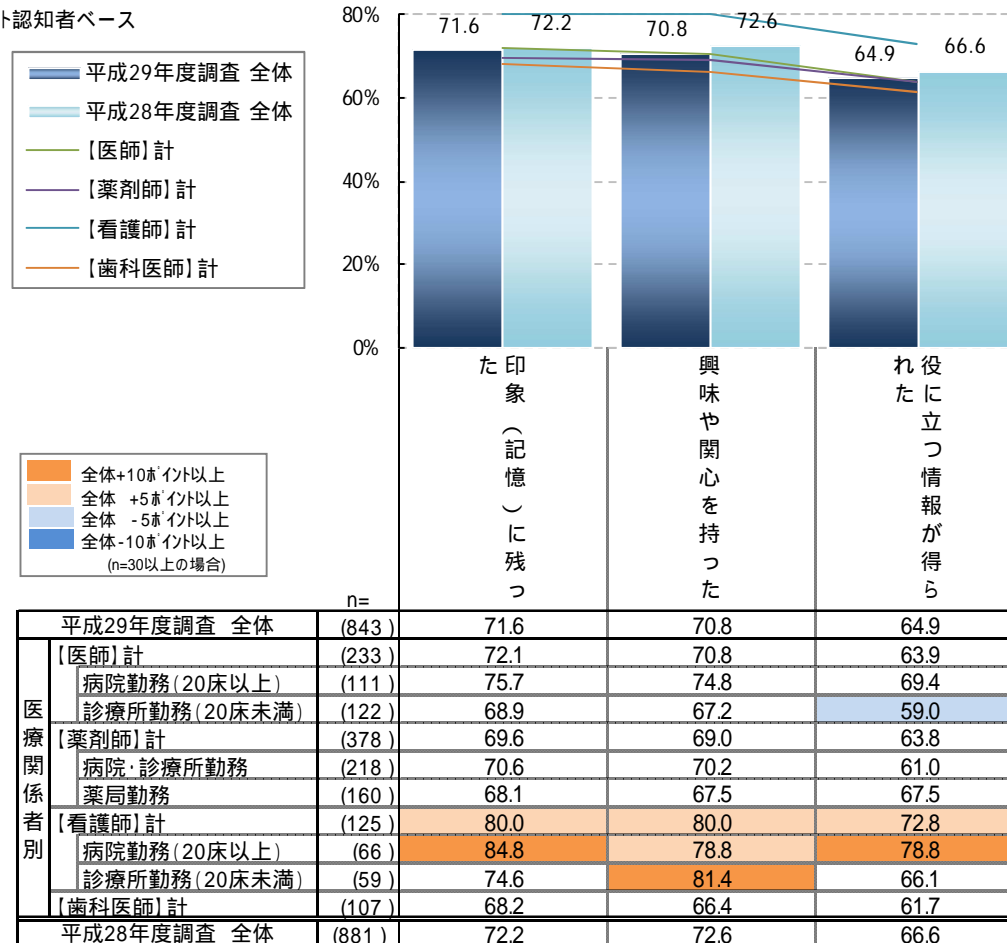
・救済制度特設サイトについて、最も評価された(そう思う+ ややそう思う)項目は、「印象(記憶)に残った」72%であり、「役に立つ情報が得られた」は65%であった。  
 ・H28と比べると、3項目ともに、やや評価が低くなっている。

# 19 救済制度特設サイトの評価 (その2)

単一回答

H29/H28 Q23/Q25 救済制度特設サイトをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

救済制度特設サイト認知者ベース

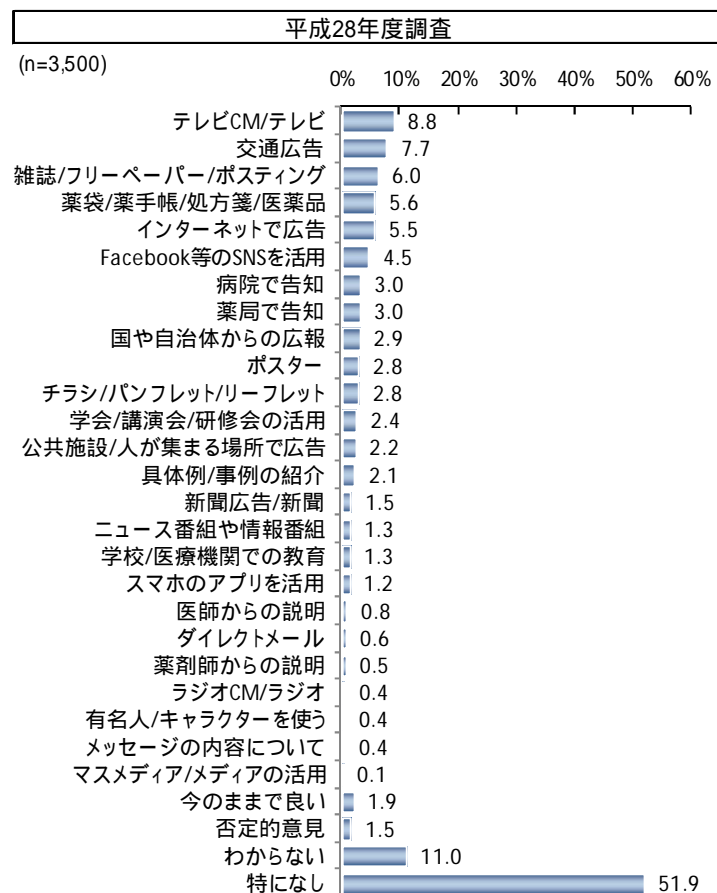
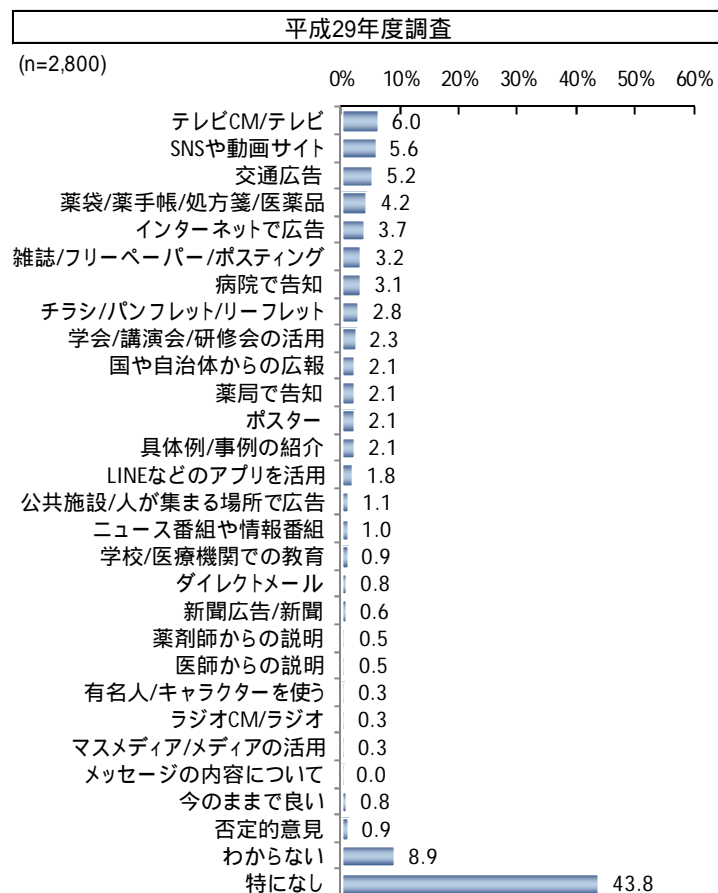


平成29年度調査全体値の降順にソート

・「役に立つ情報が得られた」と評価した(そう思う+ややそう思う)方は、病院勤務の看護師が79%と最も多かった。

## 20 制度周知方法 <自由記述>

H29/H28 Q24/Q26 テレビCM、新聞、WEB広告、院内ビジョン、薬局ビジョン、ラジオCM、ポスター、医療関係専門誌以外で、制度認知に有効とお考えの媒体がありましたら、ご回答ください。



・「医薬品副作用被害救済制度」の一般国民への有効な周知方法を聞いた結果、現行の媒体以外では、「SNSや動画サイト」、「交通広告」、「薬袋/薬手帳/処方箋/医薬品」の順で回答が多かった。H28よりSNS、動画サイトの順位が上がっている。

付録：調査票

(平成29年度調査)

Q1  
必須

あなたの現在の職業としてあてはまるものをお選びください。

- 1. 医師
- 2. 歯科医師
- 3. 薬剤師
- 4. 看護師
- 5. あてはまるものはない

Q2  
必須

あなたの現在の主なお勤め先はどちらですか。

- 1. 病院 (ベッド数20床以上)
- 2. 診療所 (歯科診療所含む)
- 3. その他: 具体的に

---

(平成29年度調査)

**Q3** あなたの現在の職種における勤続年数をお答えください。

- 1年未満
- 1年以上～3年未満
- 3年以上～5年未満
- 5年以上～7年未満
- 7年以上～10年未満
- 10年以上～15年未満
- 15年以上～20年未満
- 20年以上



---

(平成29年度調査)

**Q4** あなたが現在、就労されている職場での労働形態をお知らせください。

- 1.正社員（常勤）
- 2.正社員（非常勤）
- 3.特定派遣（常勤）
- 4.特定派遣（非常勤）
- 5.パート・アルバイト（常勤）
- 6.パート・アルバイト（非常勤）
- 7.契約社員（常勤）
- 8.契約社員（非常勤）
- 9.その他

(平成29年度調査)

Q5 ■先ほどあなたの職業は「医師」と答えた方にお伺いします■

あなたの診療科目をお知らせください。  
(いくつでも)

- |                                 |                                    |                                    |  |
|---------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 1.内科   | <input type="checkbox"/> 10.アレルギー科 | <input type="checkbox"/> 19.心臓血管外科 | <input type="checkbox"/> 28.婦人科        |
| <input type="checkbox"/> 2.心療内科 | <input type="checkbox"/> 11.リウマチ科  | <input type="checkbox"/> 20.小児外科   | <input type="checkbox"/> 29.眼科         |
| <input type="checkbox"/> 3.精神科  | <input type="checkbox"/> 12.小児科    | <input type="checkbox"/> 21.皮膚泌尿器科 | <input type="checkbox"/> 30.耳鼻咽喉科      |
| <input type="checkbox"/> 4.神経科  | <input type="checkbox"/> 13.外科     | <input type="checkbox"/> 22.皮膚科    | <input type="checkbox"/> 31.気管食道科      |
| <input type="checkbox"/> 5.神経内科 | <input type="checkbox"/> 14.整形外科   | <input type="checkbox"/> 23.泌尿器科   | <input type="checkbox"/> 32.放射線科       |
| <input type="checkbox"/> 6.呼吸器科 | <input type="checkbox"/> 15.形成外科   | <input type="checkbox"/> 24.性病科    | <input type="checkbox"/> 33.リハビリテーション科 |
| <input type="checkbox"/> 7.消化器科 | <input type="checkbox"/> 16.美容外科   | <input type="checkbox"/> 25.肛門科    | <input type="checkbox"/> 34.その他        |
| <input type="checkbox"/> 8.胃腸科  | <input type="checkbox"/> 17.脳神経外科  | <input type="checkbox"/> 26.産婦人科   |  |
| <input type="checkbox"/> 9.循環器科 | <input type="checkbox"/> 18.呼吸器外科  | <input type="checkbox"/> 27.産科     |  |

---

(平成29年度調査)

**Q6**   あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な  
**必須**   「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。





- 1.知っている
- 2.聞いたことがある
- 3.知らない

**Q7**   あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、  
**必須**   医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

- 1.知っている
- 2.聞いたことがある
- 3.知らない

〔平成29年度調査〕

Q8  
必須■先ほど「医薬品副作用被害救済制度」を  
「聞いたことがある」と回答された方にお伺いします■「医薬品副作用被害救済制度」について、  
以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。  
(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 知っている	2. 知らない
			
1.	医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.	医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.	救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

---

(平成29年度調査)

Q9  
必須

■先ほど「医薬品副作用被害救済制度」を  
「聞いたことがある」と回答された方にお伺いします■

あなたは「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存知ですか。  
あてはまるものをひとつお選びください。

- 1.厚生労働省
- 2.医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
- 3.自治体 (都道府県、市町村など)
- 4.健康保険組合連合会
- 5.その他の組織・団体:
- 6.知らない

(平成29年度調査)

Q10  
必須

■先ほど「医薬品副作用被害救済制度」を  
「聞いたことがある」と回答された方にお伺いします■

あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして（何から）知りましたか。  
または、どのようにして（何から）聞きましたか。  
あてはまるものをすべてお選びください。  
(いくつでも)

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページ | <input type="checkbox"/> 9. 厚生労働省のホームページ               |
| <input type="checkbox"/> 2. テレビ放送                    | <input type="checkbox"/> 10. 医薬品安全対策情報（DSU）            |
| <input type="checkbox"/> 3. 新聞                       | <input type="checkbox"/> 11. 副作用報告制度の報告用紙              |
| <input type="checkbox"/> 4. 院内ビジョン・薬局ビジョン            | <input type="checkbox"/> 12. 勤務先での研修                   |
| <input type="checkbox"/> 5. ラジオ放送                    | <input type="checkbox"/> 13. 学会・研修会・講演会                |
| <input type="checkbox"/> 6. 医療関係専門誌                  | <input type="checkbox"/> 14. 大学・専門学校の授業                |
| <input type="checkbox"/> 7. パンフレット・リーフレット            | <input type="checkbox"/> 15. 聞いた・教えてもらった               |
| <input type="checkbox"/> 8. ポスター                     | <input type="checkbox"/> 16. その他： <input type="text"/> |

(平成29年度調査)

Q11 ■前問で「聞いた・教えてもらった」と回答された方にお伺いします■  
必須

あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。  
あてはまるものをすべてお選びください。  
(いくつでも)

- 1.医師
- 2.歯科医師
- 3.薬剤師
- 4.看護師
- 5.医療機関の事務職員
- 6.製薬会社の社員 (MR等)
- 7.患者
- 8.保健所の職員
- 9.その他 具体的に:

(平成29年度調査)

**Q12** ■先ほど「医薬品副作用被害救済制度」を  
**必須** 「聞いたことがある」と回答された方にお伺いします ■

あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の  
請求に関わったこと（制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など）がありますか。

1.ある

2.ない

**Q13** ■前問で「ある」と回答された方にお伺いします ■  
**必須**

「医薬品副作用被害救済制度」の請求にどのような内容に関わりましたか。

1.制度の紹介

2.具体的な請求手続きの案内

3.診断書・投薬証明書等の作成

4.請求書類作成の支援（相談等）業務

5.その他 具体的に：



---

(平成29年度調査)

Q14 ■「病院」にお勤めの方にお伺いします■

必須

患者さんが「医薬品副作用被害救済制度」に係る給付請求を行う場合、貴医療機関では、請求書作成等の手続きを支援する部署（担当者）がありますか。

- 1.ある 部署等名:
- 2.ない

---

(平成29年度調査)

Q15

必須

「医薬品副作用被害救済制度」は、病院・診療所で投薬された医薬品や薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、救済給付を行う公的な制度です。

あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。

- 1. 勧めたい
- 2. 勧めたくない
- 3. どちらともいえない

(平成29年度調査)

Q16

必須

■前問で「どちらともいえない」と回答された方にお伺いします■

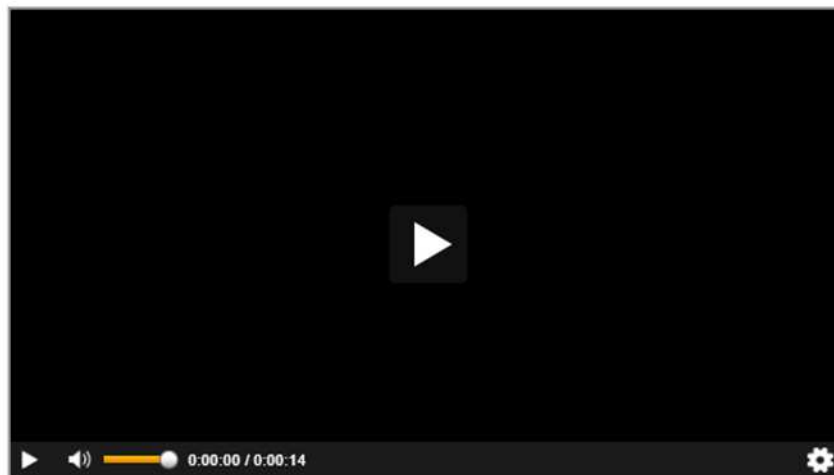
あなたが、「勤めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものをすべてお選びください。  
(いくつでも)

- 1. 診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒（そう）だから
- 2. 不支給の場合、責任を問われるから（問われそうだから）
- 3. 制度を利用することが、自分の責任問題になるから（なりそうだから）
- 4. 制度の利用を医療機関が嫌がるから（嫌がりそうだから）
- 5. 制度の利用を製薬会社が嫌がるから（嫌がりそうだから）
- 6. 自分自身が制度をよく理解していないから
- 7. 患者へのメリットがあまり感じられないから
- 8. 給付の支給決定までに時間がかかるから（かかりそうだから）
- 9. その他 具体的に：

(平成29年度調査)

■動画が見られる設定、音声聞こえる設定にしてから再生ボタンを押して動画をご覧ください。

※この動画は音声流れます。音量をONにして、音声とともにご覧ください。  
(聞き取りにくい場合は音量を大きくしてください。)



Q17 あなたは、テレビでこのCMを見たことがありますか。

必須

※通信環境によっては再生できない、または再生に時間がかかる場合があります。  
※動画が再生されない場合、再度再生ボタンを押した上でしばらくお待ちください。  
※必ずクリックし、動画をご覧になってからお進みください。

- 1.見たことがある
- 2.見たような気がする
- 3.見たことはない
- 4.動画が見られない

〔平成29年度調査〕

**Q18** 動画（CM）をご覧になった感想をお聞きます。  
**必須** 以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。  
 （矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		1. とてもいい	2. まあまあいい	3. まあまあ悪い	4. とても悪い
1. 印象（記憶）に残った	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 興味や関心を持った	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページにアクセスしたくなった	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(平成29年度調査)

■画像(新聞広告)をご覧になってからお答えください。

**Q19** **必須** あなたは、これまでにこの新聞広告を見たことがありますか。

- 1.見たことがある
- 2.見たような気がする
- 3.見たことはない

〔平成29年度調査〕

**Q20** 新聞広告をご覧になった感想をお聞きします。  
**必須** どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。  
 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. とても強い 印象	2. やや強い 印象	3. やや弱い 印象	4. とても弱い 印象
1. 印象（記憶）に残った	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 興味や関心を持った	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページにアクセスしたくなった	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

---

(平成29年度調査)

**Q21** あなたは、これまでに院内ビジョン、薬局ビジョンで救済制度のCM（動画）を  
**必須** 見たことがありますか。

- 1.見たことがある
- 2.見たような気がする
- 3.見たことはない



〔平成29年度調査〕

## Q22 ■前問で「見たような気がする」と回答された方にお伺いします■

必須

院内ビジョン、薬局ビジョンの救済制度のCMをご覧になった感想をお聞きます。  
 どう思われましたか。  
 以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。  
 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. そう 強い	2. やや 強い	3. まあ 強い わない	4. そう わな い
1. 印象（記憶）に残った	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 興味や関心を持った	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページにアクセスしたくなった	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

---

(平成29年度調査)

**Q23**  
**必須**

あなたは、これまでに専門雑誌で救済制度の広告を見たことがありますか。

- 1. 見たことがある
- 2. 見たような気がする
- 3. 見たことはない

〔平成29年度調査〕

Q24  
必須

■前問で「見たような気がする」と回答された方にお伺いします■

専門雑誌の救済制度の広告をご覧になった感想をお聞きします。  
 どう思われましたか。  
 以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。  
 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. そう思う	2. ややそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない
1. 印象（記憶）に残った	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 興味や関心を持った	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページにアクセスしたくなった	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

[平成29年度調査]

■ 画像（救済制度特設サイトトップページ）をご覧ください。



Q25  
必須

あなたは、これまでにインターネットで救済制度特設サイトを見たことがありますか。

- 1. 見たことがある
- 2. 見たような気がする
- 3. 見たことはない

〔平成29年度調査〕

**Q26** 救済制度特設サイトをご覧になった感想をお聞きます。  
**必須** どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。  
 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. そう思う	2. どちらとも思わない	3. あまりそう思わない	4. そう思わない
1. 印象（記憶）に残った	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 興味や関心を持った	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 役に立つ情報が得られた	➔	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

---

(平成29年度調査)

**Q27** **必須** テレビCM、新聞、WEB広告、院内ビジョン、薬局ビジョン、ラジオCM、ポスター、医療関係専門誌以外で、制度認知に有効とお考えの媒体がありましたら、ご回答ください。  
(ご自由にお書きください)

(平成29年度調査)

Q28  
必須

本アンケートで扱った制度について、ご意見等ありましたら自由にご回答ください。

## 【参考】

## ・医薬品副作用被害救済制度

昭和55年5月1日以降に使用した医薬品（病院・診療所で処方されたものの他、薬局で購入したものも含まれます。）を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院治療を必要とする程度の疾病や障害などの健康被害が生じた場合に、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です（再生医療等製品については、平成26年11月25日以降より適用）。

## ・生物由来製品感染等被害救済制度

平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品（輸血用血液製剤、プタ心臓弁など）を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染症にかかり、入院治療を必要とする程度の疾病や障害などの健康被害が生じた場合に、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です（再生医療等製品については、平成26年11月25日以降より適用）。

医療関係者の皆様には、本救済制度を正しく理解していただき、副作用等による健康被害が発生したときには、こうした救済制度があることをぜひ患者さんにお伝えくださいますようお願いいたします。PMDAでは、医療機関で患者さんへ説明するためのリーフレットなどを無料で提供しています。また、ホームページでも制度の詳細な内容を紹介していますのでご利用ください。

救済給付の請求は、健康被害を受けた本人、またはその遺族が直接、行う必要がありますが、その際に医師の診断書や投薬証明書などが必要です。それらの様式は、できるだけ簡略化するとともに、書類の記載要領も用意していますし、フリーダイヤルの相談窓口を設けて質問も受け付けるなど、医師の負担の軽減に努めています。忙しい業務の中での書類作成にはご苦労もあると思いますが、患者さんのためにご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

## PMDA 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

## 【救済制度相談窓口】

フリーダイヤル：0120-149-931

受付時間：9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）

ホームページ：<http://www.pmda.go.jp>救済制度特設サイト：[http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)